

# 地域における男女共同参画推進の今後のあり方について(中間整理)

## 意見募集結果について

### I. 意見の募集状況

#### 1. 募集期間

平成 20 年 4 月 19 日～平成 20 年 5 月 18 日

#### 2. 募集状況

意見件数 149 件

意見提出者数 57 人(女性 33 人、男性 21 人、その他・不明 3 人)

#### <意見提出者の属性>

(単位:人)

年齢層	女性	男性	その他・不明	計
20 歳未満		2		2
20～29 歳		4		4
30～39 歳	3			3
40～49 歳	7	5		12
50～59 歳	8	6		14
60～69 歳	10	3		13
70 歳以上	5	1		6
その他・不明			3	3
合計	33	21	3	57

### II. 意見の概要

#### <II 地域における現状と課題>

- 自治会役員の選挙・被選挙権は世帯主のみが持ち、女性の出る幕がない。住民全員が選挙・被選挙権を持てる仕組みに変えるべき。
- 男女の生物学的に求められる役割に目を向けず、各個人の思想信条としての役割分担を否定している。男女の特性による分業を多くの人が支持していることを尊重すべき。
- 「男女共同参画の視点」とは何かということを明確にすべき。

### 〈Ⅲ 今後の地域における男女共同参画推進の基本的な方向性〉

- 知識の習得や意識啓発を中心とした取組は、実践的活動への取組と一体化されてより深いものになるという関係があるので、知識習得は常に必要。
- 一般的でない用語には注釈をつけるべき。
- 仕事と生活の調和の実現のため、働き方の改善についても記述すべき。
- 男女共同参画の視点を取り入れていくべき課題には、性暴力やDVの予防教育なども含めるべきであり、報告書で示されているものだけでは不十分ではないか。
- 仕事と生活の調和について、仕事と子育てだけでなく仕事と介護の両立についても記述すべき。
- 財政事情の厳しい自治体は民間企業と連携して、経費を削減しつつ企業のワーク・ライフ・バランス導入のサポートをするべき。
- 仕事と生活の調和の実現や少子高齢化対策には、経営者、労働組合等幅広い主体を巻き込んだ活動が重要。
- DVについて、ネットワーク会議の重要性について記述し、市、町、村単位でもネットワークを構築する大切さを記述すべき。
- 高齢男性は生活的自立ができておらず、高齢女性は経済的に厳しい暮らしぶりであり、全ての高齢者への支援が必要。高齢女性の人権が尊重されるような自立支援をすべき。

### 〈Ⅳ 地域における男女共同参画の推進主体〉

- 統計の整備と充実の必要性を記述すべき。男女共同参画部署と統計担当部署の協働による統計サービスの強化が必要。
- 都道府県と市区町村の役割分担を明記するとともに、都道府県の役割として、高度な専門性によるプログラム開発、市区町村の担当職員研修などを具体的に明記すべき。
- 学校には男女共同参画推進員も配置されているため、学校との連携についても記述すべき。
- 不妊への警鐘、不妊治療情報、子育て期の情報など、女性のライフステージにあわせた情報の体系化と提供が必要。
- 男女共同参画推進員・リーダー、大学、NGO、マスメディアについて、地域において実践的な活動を展開する主体として位置づけるべき。
- 地域における男女共同参画の推進のためには、女性センターの機能の維持・強化が必要。

### 〈Ⅴ 地域における男女共同参画の推進に関わる多様な主体〉

- 国は、指定管理者の選定基準の指導だけでなく、NPO等の団体を維持するための枠組みづくりをする必要。それなしにNPO等との連携を進めると、自治体が安

あがりに NPO を利用し、男女共同参画施策の衰退を招く。

〈VI 人材の発掘・確保・育成〉

- 「指定管理者を外れた団体に属する職員が、その資質と経験をその後も活かしていけるような仕組みを構築しておくことも検討されてよい。」はあまりに他人事な表現ではないか。
- 人材育成の観点から、大学と男女共同参画センターの連携・協働について記述すべき。

〈その他〉

- ドーンセンターの担ってきた役割は大きい。是非とも存続してほしい。

(以上)

地域における男女共同参画推進の今後のあり方について(中間整理)に対する意見

職業・所属団体	年齢	性別	区分	要旨	該当箇所	ご意見
会社員	50～59歳	男性	第二ステージの内容	第二ステージというが、内容は従来と変わらず、市民の力を活用するというよくあるアプローチにすぎない。地域の課題につき「男女共同参画」的に不十分な点を明らかにして論じる必要。	全般	男女共同参画の第二ステージなど書いているが、本文を読むに、旧態依然たる行政中心の男女共同参画のための男女共同参画という色彩が強い。導入部は、成程、それらしき感もするが、後半になるとあいも変わらない作りになっている。導入部分にかかっていることが、国や都道府県、市町村、男女共同参画センターといったところのみの努力でなんとかなると考えるのは、傲慢である。むしろ、地域の課題解決などに光りを当てるのであれば、地域の課題について現状どういう部分が「男女共同参画」的に不十分であるのか明らかにした上、論じなくては意味がない。本論で記述していることは、単に市民の力を使った地域の課題というよくあるアプローチにすぎないのではないか。そうであるとすると、殊更、男女共同参画という看板で議論をしなければならないのか。
大学	60～69歳	男性	第二ステージの内容	地方の男女共同参画の立ち後れに関する分析を求める。知識習得は実践的活動のために必要。基本計画との整合性の明確化が必要。	全体に関係	報告の枠組みについて1.「推進の在り方」には、地方での男女共同参画の進展の立ち遅れに関する背景・原因・関連要因のしっかりした分析を求めたい。これが行われてはじめて、今後の政策推進の方向も確かなものとなると思う。第一ステージから第二ステージへ、という捉えかたは説得力あるものだろうか。知識や習得や意識啓発を中心とした取り組みは、実践的活動への取り組みと一体化されてより深いものになるという関係にあるのであって、知識習得は、常に必要である。知識や学習を欠いて、実践的活動の方向や取り組みへの確信が生まれるとは思えない。2.男女共同参画社会基本法の下に、参画計画があり、地方は、これらを念頭におきながら条例や地方の計画をたててきていると思う。男女共同参画計画の項目ごとに、課題を国と地方の担当について分けし、このうちの地方の課題に関して、大きく論じるのが筋ではないか。参画計画との関連無し(のように思える)の提起は、新たな枠組みを持ち出すことによって混乱をうみだすことになることを恐れる。このためもあってか、提起されている方向性も体系的ではなく、例示的で、任意に個別的テーマをピックアップした感じになっている。中間整理の構成で深めるにしても、参画計画の枠組みとの整理表を付録等に加えることが必要と考える。3.9-10年たって、次の10年を見込む、という考えが調査会の審議の一部見えているが参画計画とともに、最長で5年間での見直しとすることを望みたい。
推進員	40～49歳	女性	第二ステージの内容	男女共同参画の視点を取り入れた実践的活動中心の取組が、様々や分野や、県・市町村に波及することを期待。	P.1、4 (その後のところでも同様な表現あり)「様々な分野に男女共同の視点を取り入れていくこと」、地域それぞれが抱えている課題に向けて「課題解決型の実践的活動を中心とする男女共同参画の推進」、「推進に当たっては、地域における課題やそこに住む人々が抱えている課題解決のための実践的活動に重点を置く必要がある」	とてもいい視点であり、表現だと思います。他の分野の計画(たとえば環境など)でもあてはまることですので、他の分野への展開を期待します。また、実際に運用するのは地域ですので、県や市町村にも波及することを期待します。
推進員	40～49歳	女性	第二ステージの内容	課題解決だけでなく、課題の発見段階でも多様な主体が参画することが重要。	P.1、4、1314「様々な分野に男女共同の視点を取り入れていくこと」、地域それぞれが抱えている課題に向けて「課題解決型の実践的活動を中心とする男女共同参画の推進」、「推進に当たっては、地域における課題やそこに住む人々が抱えている課題解決のための実践的活動に重点を置く必要がある」p.13 課題解決型で・・・p.14 課題解決型への展開	できれば、「課題解決」だけでなく、「課題を見つける」ことにおいても多様な人の参加(男女共同参画)が求められますので、「課題を見つける」といった表現を付け加えて欲しいと思います。与えられた課題を解決するのではなく、自ら見つけて解決することが求められています。
推進員	40～49歳	女性	第二ステージの内容	男女共同参画の視点とは何かということを確認すべき。男女がともに対等に参加できる団体、地域になることが必要。	P.1、4 (その後のところでも同様な表現あり)「様々な分野に男女共同の視点を取り入れていくこと」、地域それぞれが抱えている課題に向けて「課題解決型の実践的活動を中心とする男女共同参画の推進」、「推進に当たっては、地域における課題やそこに住む人々が抱えている課題解決のための実践的活動に重点を置く必要がある」	ここで述べられている「男女共同の視点」とはどのようなことでしょうか。もう少し明確にしたほうがわかりやすいのではないのでしょうか。その後にはげられている事例をみると、女性ばかりの団体ができることを推奨しているようにも見えます。男性であっても女性であっても対等に意見が言えるような団体、あるいは地域になって欲しいということが伝わっているのでしょうか。

地域における男女共同参画推進の今後のあり方について(中間整理)に対する意見

職業・所属団体	年齢	性別	区分	要旨	該当箇所	ご意見
研究団体	70～79歳	女性	第二ステージの内容	課題解決のために知識習得や意識啓発を含む実践的活動が必要。基本はジェンダー平等のための政策である。	I 地域における男女共同参画推進の今後のあり方の提起及び末尾の一覧表	本報告は政策の現段階を課題解決型の実践的活動を中心とする第二ステージへの移行期としている。しかしこれは分かりにくい。末尾の一覧表によれば、第一ステージは「知識習得や意識啓発を中心とした取組」であり、第二ステージは「地域の課題解決のための実践的活動中心の取組」とされているが、地域の課題解決のためには知識習得や意識啓発を含む実践的活動が必要なのではないだろうか。実態はむしろ用語上女性政策から男女共同参画政策となっているが、これも第二ステージといえるものではない。基本は女性差別撤廃条約にあるようにジェンダー平等のための政策であることを押さえておかねばならない。
	20～29歳	男性	第二ステージの内容	まだ第1ステージをクリアできていないので、第2ステージへの移行は難しい。 推進員が地域の様々な活動を兼務しているため、さらなる人材発掘は困難。	①第一ステージから第二ステージへの移行について②地域における各種団体との連携、人材の活用について(P3、5など)	①について、第一ステージから第二ステージへの移行という方向性は正しいと思うが、未だ第一ステージをクリアできていない状況で第二ステージに移行するのは、現段階では難しいと思われる。②について、地域において各種団体、例えば公民館や福祉関係団体との連携は既に進んでいる。しかし、地域の人材活用については、推進員自身が地域や町内の役職をいくつも兼務している状況であり、さらなる人材発掘を行うことは困難である。(推進員となること自体、負担となっているのである。)
NPO	40～49歳	女性	全般	1. Ⅲ-1に、地域の多様な主体の構成が一方の性に偏ることのないよう地方公共団体がコーディネートする旨を入れるべき。 2. 「エンパワメントと参画の促進」の項目立てとすべき 3. 国際的な活動との連携については、先進的な取り組みを行っているNPOやNGOとの連携を取り入れるべき。 4. 地域における課題について、女性が被害者になることの多い性犯罪に対しても課題とし、先進事例を挙げるべき。 5. 地域に住む人々が抱える課題について ア)ひとり親の就労に支援に関する項目を追加して挙げるべき。ウ)児童虐待の背後にはDVが隠されていることも多く、児童虐待を地域の課題として取り組むことが必要。エ)配偶者からの暴力だけでは不十分である。被害当事者の保護と自立支援に加えて、予防教育に地域で取り組むことを課題とすべき。性暴力の禁止について項目を追加すべき。	複数あるため、意見をご参照ください。	地域における男女共同参画推進の今後のあり方について(中間整理)についての意見 NPO法人全国女性シェルターネット 地域における男女共同参画推進の今後のあり方について(中間整理)について以下のとおり意見を提出します。全般について1 性暴力について2006年度の内閣府による「男女間における暴力に関する調査」でも明らかになったように、レイプ等の性暴力は深刻な問題でありながら、本報告においては、「配偶者からの暴力」のみが触れられている。性暴力被害のすべてが犯罪として取り扱われない現状であり、被害当事者の支援体制も非常に不十分である。性暴力について課題として取り上げ、早急に被害当事者の支援を進めるべきである。2 ポジティブアクションについて女性の活躍の場が乏しい現状であることは述べられているが、実効性のある対処が明記されていない。ポジティブアクションについても触れられていない。自治会における男女の割合を見るまでもなく、クォータ制を取り入れる等積極的な差別是正策がなければ地域の各種団体においては男女平等参画が進まないという事実を踏まえた提起が必要である。3 ひとり親家庭の支援について 出産・育児による退職の就労について記載があるが、離婚・死別等によるひとり親についての支援は触れられていない。DV被害当事者の多くはひとり親でありという実態もあり、地域の課題として取り上げる必要がある。4 児童虐待への対処を含めるべきである 5 DVIに関する予防教育を充実させるべきである 上記5点を踏まえて、各項目についての意見を以下に述べる。Ⅲ 今後の地域における男女共同参画推進の基本的な方向性について1基本的な考え方「多様な主体が実践的な活動を主体的に展開し、それによって、男女共同参画を実現していくという課題解決型の実践的活動を中心とするものへと移行することが求められる」。この部分に、以下の内容を加筆すべきである。—女性参画を進める観点で、地域の多様な主体の構成が一方の性に偏ることのないよう地方公共団体がコーディネートする 2 課題解決型の実践的活動の意義について(2)女性のエンパワメントについては、「エンパワメントと参画の促進」の項目立てとすべきである 3 課題解決型の実践的活動を進めるに当たって重視すべき点について(1)多様な主体の参画の確保に「主体の構成が一方の性に偏ることのないよう地方公共団体がコーディネートする」という趣旨を加筆すべきである(4)国際的な活動との連携については、先進的な取り組みを行っているNPOやNGOとの連携を取り入れるべきである。



職業・所属団体	年齢	性別	区分	要旨	該当箇所	ご意見
				<p>6. IV 地域における男女共同参画の推進主体 2 男女共同参画センター等の役割 (1)課題解決型で実践的活動につながる知識習得や意識啓発各種地域団体に男女平等やDVの研修会を定期的に開催させるといった啓発の推進を含めるべき。4 指定管理者制度の導入・運営に当たっての留意点について 指定管理者の選定や指定管理者の施設・事業運営の評価に当たっては、その団体の中の男女平等参画やワーク・ライフ・バランスが進められているかどうかを評価項目に取り入れるべき。</p>		<p>4 男女共同参画の視点を取り入れていくべき具体的な課題については、(1)地域における課題については、生命や安全に関しては子どもの安全のための防犯活動だけではなく、特に女性が被害者になることの多い性犯罪に対しても課題とし、先進事例を挙げるべきである。(2)地域に住む人々が抱える課題についてア)ひとり親の就労に支援に関する項目を追加して挙げるべきである。ウ)子育てについては、特に市町村に「子ども家庭支援センター」等が設置されるなかで、児童虐待に関する相談が増加している。児童虐待の背後にはDVが隠されていることも多く、児童虐待を地域の課題として取り組むことが必要である。エ)配偶者からの暴力だけでは不十分である。DV(親密な関係で起きる暴力)については、婚姻関係や事実婚関係にない若年者間にも広く蔓延していることが、昨年の内閣府の調査でも分かっている。被害当事者の保護と自立支援に加えて、予防教育に地域で取り組むことを課題とすべきである。</p> <p>性暴力の禁止について項目を追加すべきである IV 地域における男女共同参画の推進主体 2 男女共同参画センター等の役割 (1)課題解決型で実践的活動につながる知識習得や意識啓発 イ)より多くの多様な人々への働きかけについては、取り組み事例にあるような、「出前講座」的なものが有効だと考えられるが、それをさらに進めて、各種地域団体に男女平等やDVの研修会を定期的に開催させるといった啓発の推進を含めるべきである。4 指定管理者制度の導入・運営に当たっての留意点について 指定管理者の選定や指定管理者の施設・事業運営の評価に当たっては、その団体の中の男女平等参画やワーク・ライフ・バランスが進められているかどうかを評価項目に取り入れるべきである V 地域における男女共同参画の推進に関わる多様な主体 全体として、女性問題・男女平等参画に関わる市民団体との連携を進めるべきであるが、特に財政的に逼迫している団体も多いことから、地方公共団体等が適切な財政支援を前提に連携を行うべきである。1 男女共同参画センター等の人材に求められる能力とその育成について DVの相談業務等についてみれば、圧倒的に多くは嘱託職員や臨時職員であり、不安定な身分であることから、継続的な支援が難しい状況となっている。男女平等に関する啓発等は息の長い業務であり職員の労働条件の向上と職員の継続性は必須のものである。この点を加筆すべきである。</p>
男女センター等	50～59歳	男性	全般	<p>7. V 地域における男女共同参画の推進に関わる多様な主体 地方公共団体等が適切な財政支援を前提に連携を行うべき。</p> <p>8. 男女共同参画センター等の人材に求められる能力とその育成について 男女平等に関する啓発等は息の長い業務であり職員の労働条件の向上と職員の継続性は必須のものであることを加筆すべき。</p>	<p>基本的な疑問 ※ 右記の疑問を持ったまま、以下に書かせていただきますので、事実誤認があるかもしれませんので、その説はよろしくご指導ください。なお、本意見は個人の意見であり、クレオ大阪や財団法人大阪市女性協会の見解ではないことを、申し添えておきます。</p>	<p>① これが、グランドデザインですか？ →基本問題調査会における調査検討テーマ「男女共同参画の今後の地域レベルの推進方策について」が「地域における男女共同参画のあり方について」になったことによるのか、「地域は」「地域にとっても」「地域において」・・・と、あたかも今後bの男女共同参画の推進は「地域」が中心であり、地域で取り組むことが解決への道であるような印象をいけるのですが？ また、第2ステージに移行する必要があるのは、「地域における・・・」だけなのか、「我が国における男女共同参画推進」すべてに通じるのかが不明ですが、どうなのでしょう？ →この報告書では「地域に」限定して今後のあり方を述べられていますが、国をはじめとする全国的な取り組みのあり方(つまり、グランドデザイン)については、別途どこかの委員会等で議論されているということでしょうか？ →それとも、この報告書が『我が国の今後の男女共同参画推進の取り組みに関するグランドデザイン』なのでしょう？あるいは、各論として「地域」ではこのように・・・、ということを示しているものなのでしょうか？その場合、グランドデザインとして何を見ればよいのでしょうか？</p> <p>② 「地域」という用語について 「大阪市」はこの報告書でいう「地域」に相当しているのでしょうか、我々の感覚では、「地域」とは「住民が日常生活をしている範囲、つまり小学校区もしくは中学校区」をさしており、大阪市全体を地域と呼ぶ習慣はありません。</p>
	60～69歳	女性	実践的活動の意義	<p>地域における男女共同参画の推進に当たり、課題解決のための実践的活動に重点をおくことに賛成する。</p>	<p>Ⅲ.今後の地域における男女共同参画推進の基本的な方向性</p>	<p>・この項目の中で、「今後は、地域における男女共同参画の推進に当たっては、地域における課題やそこに住む人々が抱えている課題の解決のための実践的活動に重点をおく必要がある。」という記述に大いに賛成します。男女共同参画社会というのは理念ではなく、日々の暮らしのなかに実現する必要があります。・他の人権問題であれば、あからさまな差別の言動が大きな問題になり、社会生活の場で許されないという合意ができていのに、ジェンダー差別だけは家庭でも地域でもマスメディアでも笑って済まされる現実が残ってしまっている中で、男女共同参画施設では、実際に「ジェンダー格差に伴う問題解決に、具体的に現場で個人のレベルで取り組む」という姿勢を持ちづづけることが今後の道を拓いていくと思います。</p>

職業・所属団体	年齢	性別	区分	要旨	該当箇所	ご意見
男女センター等	50～59歳	男性	実践的活動の意義	多様な主体が参加すること、女性が活動に関わるようにすること、メリットを実感してもらうこと自体が課題。	P4 III 今後の地域における男女共同参画推進の基本的な方向性	<p>◆2 実践活動の意義</p> <p>(1)多様な主体の参加による課題の解決 →「多様な主体に参加してもらうためにどうするのか」が課題です。</p> <p>(2)女性のエンパワーメント 「このような課題解決型の実践に関わることにより・・・」 →・・・実践に関わるようにすること自体がかたいです。</p> <p>(3)意識の改革 「実際にかかわり、・・・メリットを人々が実感することにより・・・」 →実際にかかわってもらうためにはどうするか、メリットを実感してもらうためにはどうするかが課題です。</p>
女性団体等	50～59歳	女性	課題の捉え方	経済成長より、国民が穏やかで安心して暮らせる社会を作ること重視すべき。	p6.4-(1)地域における課題	<p>経済的な活力の低下・・・を課題と捕らえることに疑問があります。経済成長第一で果たして生活が充実するでしょうか。近年益々便利になるとセットで時間のスピードが速まる一方です。過剰に消費させることで経済がまわっていく仕組みになっていませんか。ゆったり暮らせるのは働かなくてすむお金持ちだけでしょか。グローバル化だから、IT社会だからといってこんなに非正規雇用の多い国は日本だけです。94年に世界一だった一人当りGDPが06年18位、貧困率は第二位。政策が国民の為になっているのでしょうか。生活の利便性を少し落としますが、ゆっくりおだやかに安心して暮らせる社会を創りますよ、というお約束を頂きたいものです。 以上</p>
女性団体等	80～89歳	女性	普及・啓発	男女共同参画について、一人でも多くの人に理解してもらえよう、普及・啓発活動を行うべき。	<p>Ⅱ 地域の実情の考慮</p> <p>文の最後に追加 「また、直接参加が困難な多くの人にも情報を伝える方法を工夫し、地域が幅広い合意形成の場となることを期待す</p>	<p>男女平等社会の実現を目指して常時活動している団体も増してはいるが、人口比から考えれば極僅かである。一人でも変革の機会があるように、催し物(劇・・・)や冊子の配布など、変革の機会をつくる必要がある。</p>
NPO	60～69歳	男性	活動の参加者	第二ステージへの移行の必要性には賛成だが、従来の婦人活動中心から全国民が参加・推進する活動への広がりが求められる。	I 地域における男女共同参画推進の今後のあり方の提起の全般にわたって	<p>講習、研修等による知識の習得や意識啓発を中心に男女共同参画を推進する取り組みでは十分でなくなっており、第2ステージへの移行が求められているという主張は、まさにその通りである。そのためには従来の活動が婦人活動、婦人会からスタートした限定的な活動から、全国民が参加し、推進する活動への広がりが求められます。* 婦人活動が悪いということではありません。一定の成果をあげてきた事実はあります。しかし男女共同参画の参加者が60歳代を中心に高齢化であることは、これまでの活動の大きな反省です。</p>
NPO	60～69歳	男性	活動の参加者	固定的性別役割分担意識の調査結果の分析が不十分。男性や若年者の参加者が少ないのは、女性団体が依然として力を持っているため。全国民での取組のために、企業の経営者や労働組合の参加が重要。	II 地域における現状と課題についての全般について	<p>固定的性別役割分担の調査結果はそのとおりであるが、なぜそうなったかの分析が十分ではなくて、文章にそのことが欠けている。何故このような結果になっているか、特に男女共同参画事業に、男性や若年者の参加者が少ないのは、男女共同参画の活動が婦人活動からスタートしたからです。(スタートの時はやむを得なかったかもしれませんが)しかもそのリーダーが相当な年輩にもかかわらず依然として力を誇示し、その地域における名誉職になっている場合が多い。さらにこのような人はどちらかという夫の収入が多く、本人は職を持たなくても生活には困らない人が多く、共稼ぎの苦勞などわからない人が多く、サロンのような活動をして、そのことを楽しみにしているのが多いと感じる。また男女共同参画センターが行政の再就職の場になっているところも多く意欲に欠けている。だからワークライフバランスといっても具体論になると理解できない人が多いのである。どうしたらいいか。私たちが有史以来初めて取り組もうとして少子高齢化対策は、全国民で取り組まなければ成果は期待できません。そのためには全国民の中で最も多くを占めるサラリーマンを含めて活動しなければいけないと考える。つまり企業の経営者、労働組合を巻き込んだ活動が大切である。こうしたことが実現できれば「女性の活躍の場は確保され」「男性や若者の参加も増加」することでしょう。さらには地域活動の参加者も増加するでしょう。経営者、労働組合の参加を強調したい。</p>
男女センター等	50～59歳	男性	活動の参加者	どこの地域でも参加したい人が少ないことが問題。	P5 3(2)仕事と生活の調和 地域活動に参加したい人々が参加しやすい環境を整える・・・	<p>どこの地域でも、「参加しやすい環境には配慮している」が、「参加したい人々」が少ないことが問題です。</p>
自治体委員	20歳未満	男性	実態把握	ワーク・ライフ・バランスや外国人との共生のためには、地域の実態調査が必要。同一価値の労働に同一賃金が支払われるよう法整備が必要。	III3(2)(3)及び同4(2)カ	<p>ワーク・ライフ・バランスの実現、外国人との共生を可能にするためには、地域における非正規労働の実態、外国人を研修生と称して劣悪な条件下で働かせる状況や、様々な障害者を低賃金で働かせる状況などについての実態を調査することが先ず必要である。また、実体的に同一価値の労働に対しては、労働者の国籍、ジェンダー、年齢、学歴などに拘わらず同一賃金が支払われるように、具体的で拘束力を持つ法制度の整備、設立が是非とも必要だと思われる。</p>



地域における男女共同参画推進の今後のあり方について(中間整理)に対する意見

職業・所属団体	年齢	性別	区分	要旨	該当箇所	ご意見
男女センター等	50～59歳	男性	地域の実情の考慮	地域の実情に応じた取組、地域に存在する様々な団体等の活用について、もし出来ていないとするならば、その理由・原因を追及すべき。	P5 3(3)地域の実情の考慮 「地域の実情に応じて創意工夫した取組みを粘り強く進めていく必要がある」 「地域に存在するさまざまな団体・組織・人材等を最大限活用することも重要である」	それらは各地域ですでに十分承知し、取り組んでいると思われませんが、もし出来ていないのなら、その理由・原因をこそ追究すべきではないでしょうか？
			男女共同参画推進の困難さ、普及啓発等の必要性	地域の諸問題解決の運動は特化し、男女共同参画の視点を取り入れることは難しい。家族重視型施策が進められる中で、女性が性別役割分業規範から逃れ、男女共同参画の理念を理解することは難しい。男女共同参画の理念の確認、国と地方公共団体の施策調整、地域の活動体に対する取組、男女共同参画と課題解決をつなぐ学習による人材育成等が必要。男女共同参画について、積極的な広報活動、情報提供が必要。	「地域における男女共同参画推進の今後のあり方について」の感想・意見です。	中間整理を拝見しました。男女共同参画の第二ステージとする報告書の内容については特に異論があるわけではなく、それぞれの場において不可欠の取組みであると思います。 しかし地域が抱える諸問題のご指摘のとおり多岐にわたっており、それぞれに解決のための運動が続けられています。それらの運動は取り組めば取り組むほど特化してしまいます。そうした動きの中にジェンダーあるいは男女共同参画の視点を入れていくことは大変難しいことになっています。 特に少子化対策や高齢者介護、消費生活の問題など、家族重視型施策が進められている現状では、女性が性別役割分業規範から逃れることはまだまだ難しいのが実態です。教育格差も顕在化しています。そうした問題に男女共同参画の理念をどうやって理解してもらえるか悩むところです。 また男女共同参画の解釈も、特にジェンダーバッシングによる揺り返しや、新自由主義経済政策の進行の中で、”選択の自由””個性の尊重”といった言葉によってまちまちに解釈されていきます。第二ステージに入るに当たって、男女共同参画の理念の確認を行い、国あるいは、地方自治体における各セクション間での施策の調整機能は十分に働いているか、地域での諸活動体に対して取組みの必要性、人材の育成にあたってはかかりに男女共同参画と現状の課題解決との接点を納得のいく形で繋ぎ得るかの学習を具体的にを行うことが必要かと思われます。それと同時に、地域に対して「男女共同参画社会」についての広報活動、情報提供ももっと積極的に行う必要があると思います。地域では、この言葉をたとえ知っているとしても一部関心を持つ人たちに限られ、ましてその実現の必要性、実現した社会がどのようなものになっていくかなどということはほとんど知られていないのが実態です。財政難で事業の縮小、施設の機能の削減など状況は前途多難ですが、関係皆様方のご活躍を祈念いたしております。
	40～49歳	男性	固定的役割分担意識	男女の生物学的に求められる役割に目を向けず、個人の思想信条としての役割分担を否定しており、根本的に欠陥がある。一部の主義者たちが一方的に決定した文章により不利益を被り、弱者にしわ寄せがいかないことを求める。	全て	私達に議論に参加させて頂く余地もなく、一方的に決定されたこのようなものに対し、たった一度の意見を述べる機会しか与えられず非常に残念である。確かに役割を性別固定化する事への問題点は否めないが、それとは別に育児の自然な対応として生物学的に求められる役割が存在する事へ目を向けられていない。また、各個人の思想信条として役割分担を求めている中で、今回のようなまとめがその思想信条まで直接的、あるいは間接的に否定している。さらには共同参画等と大見得を切っているが合理的理由を持って役割分担をした結果、共同参画の意志と相反してしまうために合理性を犠牲にして共同参画の趣旨に合わせた事例もある。机上の理論で感情的に思いやりを見せつけられても、その根本に欠陥があることを認めていない現状で、イタズラに混乱を招き一部の主義者の優越感だけを満たすものでしかない。私は叶うことならば、このような発想の人たちが関わらない世界で、我が子に対し人への思いやりを伝えていきたいと強く願っている。これは性別における優劣や既得権への固執を求めているのではない。やりたい人を救うのも同意するところではあるが、反面イヤであっても、やれる人、やらなければならない人が存在し、その中で歯を食いしばっている人達がこのような安易な作文で不利益を被り、結果としてその人たちが守っている弱者にしわ寄せが行かないことを求めているのである。もっと自戒して文章にしていきたい。
学生	20～29歳	男性	固定的役割分担意識	男女の特性による分業は悪いことではない。旧来の文化風習を多義的に捉え尊重すべき。	総覧して	男女共同参画まことに結構なことと存じます。ただ、共同参画が国民の福祉になると謳われておりますが、共同参画による弊害がほとんど考慮されていないか、無視されているように見受けられます。男性と女性はそれぞれに得手不得手とする事柄に傾向があるでしょう。会社も大事でしょうし、家庭も同等以上に大事であるはずで、それを各々の特性によって分業することは社会にとって悪いことではないはずで、旧来の文化風習を多義的に捉え尊重することも視野にいれて、善政を行うことを要求します。



職業・所属団体	年齢	性別	区分	要旨	該当箇所	ご意見
会社員	50～59歳	男性	固定的役割分担意識	<p>固定的役割分担意識を全否定せず、多くの人が固定的役割分担は良いものだと考えていることを尊重すべき。</p>	<p>II 地域における現状と課題1.男女共同参画に関する意識の状況—未だ根強い固定的役割分担意識</p>	<p>基本問題専門調査会は、「固定的役割分担意識は、不適切なものだ」と断定している。しかしながら、固定的役割分担意識は、すべてが不適切なものなのだろうか?私はそうは思わない。性別による固定的役割分担(意識)は、適当なもの、不適当なものがあるはずだと思う。そして、多くの人が私と同様の考えだと考えています。このタイトルの“未だ根強い固定的役割分担意識”が、正にそのことを証明していると思います。未だに根強い固定的役割分担意識が残っているということは、多くの人にとって、それが良いものだという思いがあるからだ。この現実を、しっかり認識してほしい。●平成16年、福井県男女共同参画意識調査のII 子供の教育 問7 の調査結果を紹介します。『あなたは「男の子は男らしく、女の子は女らしく」という育て方についてどう思いますか?』という質問に対して、71.9%の福井県民が、“賛成”あるいは“どちらかといえば賛成”と答えている。ぜひ、この調査結果を尊重していただきたいと思います。社会的性別(男性像、女性像)は、生物学的性別を基礎としながら長い歴史をかけて形成されてきたものである。もちろん、見直さなくてもならないものもあるだろうが、尊重すべきものも多いと思われる。性別による固定的役割分担(意識)も、適当なものもあるだろうし不適当なものもあると思われる。例えば、これまで長い間、出産に当たって赤ちゃんを取り上げるのはお産婆(女性)さんだった。今は、病院で出産することが多く、いわゆるお産婆さんが赤ちゃんを取り上げることは少なくなったと思うが、病院でも出産に当たって大きな役割を果たすのは女性の看護師(助産婦)さんだと思う。女性のほうがふさわしいことと、男性のほうがふさわしいことは当然あると思う。●父母の役割分担の基本について、プレジデント名言録(PART3 発行:プレジデント社)に次の言葉があった。(精神分析医 片田珠美「父親だから出来る『子どもの躰』全課題20」より)「母親の無償の愛と、父親の「切る」力。これが父母の役割分担の基本です。子どもに対して法、伝統、共同体の規則、社会秩序などを「父の掟」として提示し、子どもの自己愛や欲望の際限ない肥大化を禁止するのが、父の役割なんです。」</p> <p>●続いて、固定的性別役割分担について、参考になる事例(ほんの一部)を紹介します。一般的に、カナダ先住民族の人々には固定的性別役割分担が強く見受けられるというべきである。以下、「カナダ先住民の世界」(浅井晃著 彩流社)から紹介する。デネーはカナダ西部亜北極圏に住む先住民族のグループである。アサパスカン語族のインディアンでチペワイヤン、ビーバー、ドグリブ、スレイヴィ、ヘアー、グイチン、ルーシューなどが含まれる。デネーの伝統的社會の基本単位は「家族」で、家族がいくつか集まって「ローカルバンド」を作り、「ローカルバンド」がいくつか集まって「地域バンド」を構成する。しかし、最も重要視されるのは家族ないしローカルバンドであった。家族内では、夫はもっぱら狩猟に従事し、妻は子育てと家事に専念し、生存のため一夫多妻婚であったという。(以上P59～61から抜粋)イヌイットの伝統低生活(北極圏カナダ)彼らは衣食住のすべてが男性ハンターの狩猟に依存していた。食料も衣服も、光熱も住居も、移動手段も、武器もすべて動物から得なければならなかった。生き延びられるか否かは狩猟の腕次第だった。衣服を整えるのは伝統的にすべて女の仕事で、失敗すると命にかかわるから念入りに作った。動物の皮をなめすところから始まるのである。(以上P61～67から抜粋)●最後に、動物の世界の、固定的性別役割分担を一つだけ紹介します。カルガモの固定的性別役割分担についてです。毎年、親カルガモが子ガモを連れて池を泳いでいたり、道路を横断したりする映像がよく流れる。親カルガモは、私が見た限り、いつも一羽だけだった。果たしてこの親カルガモは雄なのか雌なのか?(以下は「カルガモ」菅原光二著による)「巣作り、抱卵、子育ては、すべて、雌の役目、抱卵日数は約26日。雄親は、交尾期が終わり、メス親が子育てに入るところには、ほとんど姿を見せなくなる。」また、孵化して5日目の様子を記した中に、「ビルの上の巣を作ったカラスが、子ガモを狙っています。雌親は周囲に気を配り、片時も子ガモから目を離しません。」さらに、一ヶ月ほど経った時の様子を書いた中に、「スイレン池でえさを探し回る大きく育った子ガモを、まだ雌親は片時も目を離さず見守っていました。」カルガモしか取り上げませんが、ほとんどの動物の場合、明確な性別役割分担があります。</p>
			男女共同参画の推進への反対	<p>従来の男女共同参画の取組は成果がなく、税金が無駄に使われたことで、男女共同参画社会と少子高齢化は無関係であることが示された。</p>	<p>1 地域における男女共同参画推進の今後のあり方の提起 「男女共同参画社会基本法の制定から9年が経ち～参画社会の実現のための取組は着実に進められつつある」として「他方～人口の減少、少子高齢化～の格差の広がり」とあります。</p>	<p>これまで、人口の減少、少子高齢化をストップさせるために参画社会が必要と盛んに叫び、小生の地元大阪府八尾市でも女性の働く環境を良くするため、子供を生みやすくする環境という名目で、保育所の待機児童数が云々と叫ばれ、参画社会実現を基本法を基にした取組がなされてきましたがその成果は一向に見られず、膨大な税金が無駄に使われているのが実際です。フィンランドの経験も声高に叫ばれてきましたが、いまやそのようなことは何処吹く風と言った雰囲気でも男女共同参画社会と人口減少、少子高齢化は全く無関係な自称であることが実践上示されたと言えます。</p>
			男女共同参画の推進への反対	<p>「新しい視点」をつくる必要はない。</p>	<p>「新たな視点や多様な発想」と言う文言が使用されています。</p>	<p>これまで「ジェンダーの視点」「男女共同参画の視点」と言う文言が造られてきました。更に、「新しい視点」を造るのですか。一体いくつ造れば気が済むのでしょうか。</p>

職業・所属団体	年齢	性別	区分	要旨	該当箇所	ご意見
			男女共同参画の推進への反対	約10年の講習・研修が地域問題の解決に役立たなかったため、第二ステージへの移行を打ち出した。今になって地域を採り上げるのは、これまでその展望がなかったことの証明である。	「課題を解決していくためには、これまでのように講習、研修等による知識の習得や意識啓発を中心に(略)取組では十分ではなくなっている」	約十年も講習、研修を繰り返し実施してきてまだ不十分とは、相当男女共同参画社会なるものは、難しい課題、実現しそうなものではないユートピアなるものですね。マルクス・エンゲルスの当時から主張され、レーニン・スターリンの時代に先取りされて実現できず失敗をした理論ですから、そこらのおばちゃんに理解できるものではありません。 地域問題の解決に何の役にも立たなかったので、「課題解決型の実践的活動を中心とした(略)第二ステージへの移行が求められている」 本来参画社会は地域を含めた日本全体を展望して作成された理論ですね。中央でだけ適応される政策で地域は一切無視した政策なのではないでしょうか。 それを今更、地域が放置されているかのごとく第二ステージとは、初めからそのような展望もなかったという証明でしょう。
			固定的役割分担意識	政府が、女性の「固定的な役割分担」である出産を放棄するよう主張するため、少子高齢化を招いた。	Ⅱ 地域における現状と課題 1 男女共同参画に関する意識の課題 「固定的な役割分担」	相変わらずのご託宣である。女性が出産するのは「固定的な役割分担」ですね。身体の仕組みが出産できるようになっているのだから。これは「固定的な役割分担」ではないのでしょうか。女性がこの役割分担を放棄するよう政府が主張しているからこそ、人口減少、少子高齢化を招いているのではないですか。 それとも性差解消だから女性だけ肉体的に辛い出産をしなくて良いとでも。
			固定的役割分担意識	固定的役割分担意識の弊害について断定しないのは、国民的批判を避ける卑怯な手段である。	「活動の選択や実現を妨げる要因となりかねず、活力ある社会の構築を阻害するおそれがある」	「なりかねず」「おそれがある」と断定をしません。 以前、文化破壊のシンボルと言われた「こいのぼり」「ひな祭り」も当初は抽象的な具体性のない、今回でいえば「なりかねず」「おそれがある」の類で全国津々浦々で「鯉のぼり」「雛まつり」の否定が行われそれに対する国民的批判が席卷して、仕方なく政府が否定したという経緯をたどりました。 「なりかねず」「おそれがある」とは具体的に何を指しているのだろうか。それぞれ地方で具体化させて、問題がないか検分して問題があれば、政府が否定するという卑怯な手段とするの目に見えている。
			固定的役割分担意識	固定的役割分担意識についてのアンケートは、意識が変化したという結果が出るように仕向けている。 政府は専業主婦の存在を性別役割分担の結果として否定している。	「固定的性別役割分担意識」が年々変化してきているという。	実際は変化を出させるように仕向けているのが実際である。小生の経験でも、アンケートの質問項目の変更を認めず、毎回同じ質問でないと変化を掌握できないという理由で同じ質問である。しかも細目を増やさない。夫婦が相談して分担を決めていても、それがそのまま反映されず、必ず求めている項目へ編入されるような仕組みになっている。具体的にいえば、「実際」と「考え方」の違いを無視した回答を求めている。 しかも、「反対する考え方」を否定する質問項目であり、毎年同じ質問では、多くの日本人は学習効果を発揮して、求めている回答を予測して迎合する回答を出すことが多いことを行政は考えていない。 しかも実際に問わずに「考え方」を問うことは、国民の思想信条を問題にしているのだから、政府がすべきことではない。あえて譲歩して質問するなら、「貴方の家庭では実際はどのような形態ですか」という設問ならまだしもである。 更にいえば、「固定的性別役割分担意識」として出されているのが、(夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである)としてこの考え・意識を「固定的性別役割分担意識」として、まだ比率が少ないと問題視して、この考えを否定している。否定していないなら比率を問題視することは自己矛盾であり、賛否の比率は問題外である。 このようにして、政府・内閣府は文章上・口頭でも家庭の主婦を否定していないと言いながら、実際は家庭を守る主婦の存在を「性別役割分担」の結果として否定しているのがアンケート調査の評価である。
			男女共同参画施策への批判	人口減少・少子高齢化が問題視しているのは、その対策のために男女共同参画が必要だとしていたことと矛盾している。	2 地域における課題やそこに住む人々が抱える課題の状況 (1) 「人口減少、少子高齢化(略)と言った問題を抱える地域が増加し」とあります。	まったくよそ事の表現ですね。以前に人口減少、少子高齢化だから参画社会が必要と声高に叫んでいたのは何方でしたでしょうか。しかも北欧のスエーデンの例まで引き出して、またある県は参画の方針のとおり実践しているから人口増加していると叫んでいたのは、何方でしたでしょうか。
			男女共同参画施策への批判	地域活力の低下、地域内のつながりの希薄化を挙げるのは、地方分権と男女共同参画を結びつける準備である。	「地域活力の低下や地域内のつながりの希薄化は云々」は、	これなどは、地方分権を予測して、地方分権と参画を連結させるための準備活動、導入部分を指しているといっても良いでしょう。
			男女共同参画施策への批判	男女共同参画の視点以外に、地域おこしにおける新たな視点とは何か。	「新たな視点に立った地域おこし」とも言う。	今まで「男女共同参画の視点」を前面にだして、全てを参画の観点で見ることを貫いてきた。ここに着て新たな視点は何かですか。参画局は指し示さないのですか。
			男女共同参画施策への批判	地域の課題全般に男女共同参画思想を貫くことは、税金の無駄遣いである。	「就業・再就業(略)様々な課題を抱えている」と一般的な現象を羅列している。	後で触れますが、この全てに男女共同参画思想を貫こうとしていますね。人口減少、少子高齢化が声高に叫ばれたときには、参画思想が有効とあれこれ政府や自治体へ指図をしましたが、結果的には税金の無駄使いをただけの成果でした。またぞろ出来もしないフェミニズムの理論外の問題まで抱え込む間違いをするのですか。



職業・所属団体	年齢	性別	区分	要旨	該当箇所	ご意見
	40～49歳	女性	女性の社会進出、男女共同参画施策への反対	女性の社会進出が進むほど出生率が上がるという調査結果は恣意的なもので、実際は下がる。保育所建設のみの少子化対策は効果がなく税金の無駄遣い。24時間保育所や病児保育所は女性軽視、家庭蔑視、子どもへの人権侵害。DVは社会問題ではなく、犯罪者として刑法で処理すべき。	I 地域における男女共同参画推進の今後のあり方の提起 ○「男女共同参画社会基本法の制定から9年が経ち～参画社会の実現のための取組は着実に進められつつある」としながらも「他方～人口の減少、少子高齢化、格差の広がり、経済的自立、仕事と家庭の調和、子育て、配偶者からの暴力」と問題点を並べています。	男女共同参画では、女性が社会進出をすることが出生率を上げることだとしますが、これは、わずか13カ国を対象に行われた調査で恣意的に行われたものであり、実際には、女性の社会進出が進むほど出生率は下がるものである。女性の社会進出を促すための保育所の建設に税金が投入されているが、子供を育てることは妊娠・出産・育児だけのものではなく、長い年月がかかるものである。女性の高学歴化・社会進出・晩婚化が進み、30代半ばで出産するようになれば、子供が成人に達する時は、親も60代になり、その頃に大学に進学すれば、親が定年の頃に高額な学費を負担することになる。それなのに、保育所の建設のみの「少子化対策」は税金の無駄使いにして、近視眼的な何の効果も無いものである。また、24時間保育所を作り、また、男女共同参画会議では、乳幼児が病気の時にも母親が労働できるための「病児保育所」さえも検討されているが、これは母性軽視であり、家庭蔑視でもあり、これこそ子供への人権侵害ではないのか。このような計画に巨額の税金を投入することは許されないことでもある。また、配偶者からの暴力は、男性一般が女性一般を差別しているから起ることではなく、卑劣な一男性もしくは一犯罪者が存在するだけのことであり、社会問題ではなく、刑法で処理すべき問題である。
	40～49歳	女性	固定的役割分担意識	現代は男女の社会的・政治的・経済的平等は実現されている。性別役割分担意識や専業主婦の否定は、個人の自由と自己実現を妨げ、少子化を進め、地域の文化や産業の破壊に繋がる。	II 地域における現状と課題 ○未だ根強い固定的な役割分担意識	そもそも、男性は生ませる性、女性は生む性ということは絶対の事実なのに、役割分担意識を否定することは、子供が生まれなくても良いということになる。現代では、男性も女性も、選挙権などの社会的・政治的権利の平等がすでに保障され、社会的・経済的な分野での男女平等はすでに実現されている。「固定的な役割分担意識は、人々が地域における課題に対応し活動を行うに当たって、活動の選択や実現を妨げる要因となりかねず、活力ある社会の構築を妨げるおそれがある」とするが、これでは、性別役割分担意識を持って生きていきたい人の「自由」を妨げ、その人の自己実現を妨害することになる。政府は、男女共同参画社会の看板のもとで、既に家庭の主婦の税制優遇を止めているが、家庭の主婦は、家族、地域社会でそれぞれ役割を果すものであり、女性が外へ出なければならない社会を作ろうとするのは、個人の自由を妨害し、かえって少子化を進ませるものであり、税金の膨大な無駄遣いである。そもそも、男女が分業体制を成しているからこそ、地域文化や産業が発達してきたのであり、女性の社会進出を絶対的な善と見なして、分業体制を否定することは、地域文化や産業の破壊にもつながることである。
主婦	40～49歳	女性	固定的役割分担意識	「固定的役割分担意識の解消」の名のもと、配偶者特別控除の廃止や配偶者手当の廃止など、専業主婦を差別し蔑視しているのではないか。	固定的役割分担意識について	何年か前に近くの市役所に行きました。その際、配偶者特別控除の廃止やら勤務先の配偶者手当の廃止で非常に家計が苦しいと職員の方に話しました。ところが担当の職員は、国の「男女共同参画」の計画に従って主婦の控除やら手当の削減を行っている。これから主婦はますます生活するのは苦しくなるし働かざるを得ないだろうと言われました。主婦をあたかもニートのように差別し女性を蔑視するような発言も相次ぎました。男女共同参画は「固定的役割分担の解消」という元で専業主婦を差別し蔑視しているのでしょうか?社会的に立場の弱い女性を排除しようとしているのでしょうか?後期高齢者医療や障害者自立支援法のように社会的弱者を差別しようとしているのではないですか?今後、高齢者が増えれば女性の主婦も必然的に増えます。お願いですから主婦(女性)や高齢者に対する働けない人に対する差別意識をさらに助長するような「固定的役割分担意識の解消」などは絶対に言わないでください。お願いします。
教育関係	50～59歳	男性	固定的役割分担意識	固定的役割分担意識を男女共同参画実現の障害と捉えるのは、多様性の尊重に反し、専業主婦の否定になり、従来からの見解からの後退であるため、見直すべき。 世論調査の設問が恣意的であり、見直すべき。	II 地域における現状と課題1 男女共同参画に関する意識の状況 -未だ根強い固定的な役割分担意識について	ここでは、「…固定的な役割分担意識は、男女共同参画の実現の大きな障害の一つである…」が言われております。これらの表現は、いままで男女共同参画に関連して、たびたび言われてきた「多様性の尊重」あるいは「専業主婦を否定するものではない」といった見解からも後退する問題の大きい内容だと認識します。そもそも、「固定的な役割分担」とは一体何を指すのか、ということ再度考えるべきです。それぞれの家庭、夫婦等においてその主体田的判断で日々の生活でどのような役割分担をするのかは、もとより自由であるべきところ、それを行政が「固定的」と称して否定的に扱うこと自体が国民の個々のライフスタイルで、いわば差別的価値観を助長しかねない危険なものです。例えば、ある家庭夫婦において結婚後当初は夫、妻共に会社勤めをしてきたが、妻が出産を機に退職、当面子育、家庭保育を専業主婦として生活することを選択した場合、この家庭は「固定的役割分担による遅れた意識に戻ってしまう」のでしょうか?我が国の平均的サラリーマン家庭は、「未だに根強い固定的役割分担に縛られた人々」なののでしょうか?あるいは、専業主婦家庭は男女共同参画社会実現の障害なののでしょうか?専業主婦家庭も、共働きフルタイム家庭も、もとより国民各層のライフスタイルであり、そうした多様性に配慮して、どのライフスタイルにても、それが主体的選択である以上、等しく認め尊重した上で施策を論ずることこそが、先ず第一歩であるはずで、今回の内容は、いわゆる「ジェンダー概念」、すなわち固定的役割分担=ジェンダー解消、というジェンダー悪玉論にたったものであり、先年の男女共同参画基本計画見直しの観点からも、大きく後退したものだといわざるをえません。見直しを求めます。  ここで出ている世論調査についても一言申し上げます。そもそも「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」とありますが、世論調査として、この設問アンケートの表現自体が不適切ではないでしょうか。多様な価値観やライフスタイルのもと、今回の内容で全面的に否定的扱いがなされている「役割分担」も、当然流動的です。いったんは結婚出産後に専業主婦として家計を支え、子供の成長後にパート、再就職を考えるM字型就労やあるいは、その他の要因で夫婦共にフルタイムとなったり、その逆にであったりと、現実には様々な選択がある中で、あえて「守るべき」といった断定強要的な表現を設問に用いれば、現在はその主体的意思や個々の事情で「役割分担」をしている人々も、否定的な見解を出すのではないのでしょうか。敢えて申し上げますが、こういった設問内容には、いわば恣意的にある結果を導き出すことを意図したようなものを感じます。その調査時点での国民意識をできるだけ忠実公平に反映できるよう設問内容にも一考を要するものと認識します。



地域における男女共同参画推進の今後のあり方について(中間整理)に対する意見

職業・所属団体	年齢	性別	区分	要旨	該当箇所	ご意見
女性団体等	70～79歳	女性	男女共同参画推進の障害	圧力団体の出現や行政・住民の支援が得られないことが男女共同参画の阻害要因となっていることにつき加筆すべき。	P1 1. 地域における男女共同参画推進の今後のあり方の提起) 18行目	18行目の、「推進へ…」の後に挿入。『推進していく中で妨害されることもあるが、課題を解決するためには、主体的な取り組みを多様な…と続く』 今日、全国的傾向として、男女共同参画を推進しようとする場に圧力団体が出現したり、行政や住民支援が得られなかったりしている。このことが、個人や地域の人々を萎縮させ、男女共同参画推進を阻害する要因となっているので、この文を挿入し、勇気をもって男女共同参画社会を実現することをのぞみたい。全体的に男女共同参画の理念が希薄である。
	40～49歳	男性	男性に不利益な仕組みの改善	女性が働きやすく、生活しやすい環境になるのは歓迎するが、男性に不利益となっている制度についても記載すべき。	全体的な構成について	全体的に女性側に立った立場でまとめられていると感じる。男女共同参画局ホームページの構成でもあるが、「男女共同参画」と言いながら、「女性のチャレンジ」「女性に対する暴力」など枕詞に「女性」が付くものばかりである。女性の立場を尊重し、女性にとって働きやすい、生活しやすい環境になる事は歓迎するが、「男女共同参画」を謳うのであれば、女性と同時に現在、男性に不利益となっている制度等も同時に記載すべきである。例えば、行政制度で言えば、国民年金から支給される「遺族基礎年金」の遺族の範囲は「子のある妻」と「子」に限定されています。「夫」は支給されません。また、厚生年金から支給される「遺族厚生年金」についても「妻」は遺族年金を受け取る際に条件はないのですが、「夫」の場合は55歳以上か、重度の障害がある場合に限定されます。ほかにも、夫が死亡した妻に対しては寡婦年金が支給される場合があるが、妻が死亡した夫に対しては支給されなかったり、父子家庭に対しては児童扶養手当が支給されなかったりします。司法においても、顔に傷が残る後遺障害について、女性の方が保険金額が高くなる(自賠責保障法施行令第2条別表2による 男性への14級適用に対して2階級高い12級 大きな傷の場合には男性が12級適用に対して5階級高い7級)。女性も共同正犯や教唆犯などの場合は強姦罪に問われる。だが、強姦の被害者(客体)は定義上常に女性である(刑法177条)そのため、男性の性的自由を他人が侵害しても、強制わいせつ罪が適用されるのみで強姦罪は適用されない。その他にも、男女共同参画センターに女性センターはあるが、男性センターはない場合や開設時間が短時間である場合が多い。また、男性センターの相談はドメスティックバイオレンス(DV)の加害者としての相談のみであるなど、男性差別とも言える状態があることも併せて掲載する必要があるかと思われる。
	20～29歳	男性	男性に不利益な仕組みの改善	DV冤罪対策をするべき。	ドメスティックバイオレンス法について	まず今現在施行されているDV法によって多くの冤罪が起きているのはご存知でしょうか?暴力をふるっていないのにある日子供を妻によって連れ去られ居場所もわからない。市役所に行くとなんか「DV加害者登録されている」と言われる。そしてその男性は暴力など何もふるっていないのに自分の子供と引き裂かれてしまうのです。DV法はなんと妻がDV申請したらそのままそれが嘘か本当か検証せずに通るようになっていきます。なにもしていないのに子供と二度と会えなくなる男性はその人生をボロボロに破壊されます。痴漢冤罪もそうですが何故証拠ではなく証言のみで立証してしまうのですか?男性が冤罪で人生を破壊されてもどうでもいいのでしょうか?男女共同参画局に要求したいことはDV申請をきちんと検証し、証拠もないのに勝手に子供を連れ去り、男性をDV加害者にしたあげるといことです。もっと簡単に言えばDV冤罪対策をしろということ。あらゆる犯罪取締において冤罪対策をするというのは当たり前中の当たり前ではないでしょうか。痴漢冤罪で多くの男性は人生はボロボロになりました。それと同じことがDV法で起きています。男性にも人権があると思うならば早急にDV冤罪対策をし、証拠もなく女性の証言だけで男性を犯罪者にしたあげるとはしないでください。またDVの定義に女性から男性への暴力も含めてください。そのような暴力に苦しんでいる男性もいます。
	20～29歳	男性	男性に不利益な仕組みの改善	離婚後、「男だから」という理由で男性が子どもを引き取ることができない。親権の問題など、男性差別を是正すべき。	男女共同参画の思想そのものについて ○Ⅱ 地域における現状と課題 -1 男女共同参画に関する意識の状況 -未だ根強い固定的な役割分担意識 -○Ⅳ 地域における男女共同参画の推進主体など	男女共同参画では男女差別という何かと女性差別ばかり言われますが日本では男性差別も深刻な事態です。特に親権は、圧倒的母親有利になっており父親はほとんど非がなくとも「男だから」という理由で子供を引き取ることができません。裁判が圧倒的に女性有利だからです。「仕事は女性のほうが向いていない」というのは差別で「子育ては男性には向いていない」というのはおかしくはないでしょうか。離婚は年々増えていますが父親には親権がないままです多くの父親の方は泣き寝入りし、愛する子供に会うこともできない、つらい日々を送っています。他の先進諸国ではこんなことはありません。共同親権になっており、離婚しても父親が子供と引き離されることはありません。なんと単独親権なのは日本だけのようです。何故このような男性差別を改善しないのでしょうか。男性の人権などどうでもよいのでしょうか。男女共同参画は現在の男性差別になっている日本の親権制度を早急に見直してください。○Ⅱ 地域における現状と課題 -1 男女共同参画に関する意識の状況 -未だ根強い固定的な役割分担意識 -何故その解消すべき固定役割意識に「離婚したら子供をひきとるのは母親」が入らないんですか?これは男女共同参画全般にいえることで女性差別女性の人権のことにのみ公金を費やすのはやめてほしい親権の男性差別なども問題にすべきです○Ⅳ 地域における男女共同参画の推進主体(11頁～)(1)地方公共団体の連携・協同・「男女共同参画はあらゆる分野にわたる課題であり、地方公共団体の施策全般に男女共同参画の視点を盛り込んでいく必要がある」この男女共同参画の思想が明らかに女性偏重になっており、男性の人権や男性差別も問題にしていけない。むしろ男性差別に偏っています。まずその「男女共同参画の視点」が女性重視に偏っているのです親権など男性差別にもふれるようにしてください。

地域における男女共同参画推進の今後のあり方について(中間整理)に対する意見

職業・所属団体	年齢	性別	区分	要旨	該当箇所	ご意見
労働団体	58歳	男性	地域の課題の追加	地域の課題として、性犯罪、児童虐待、DVの予防教育を加えるべき。性暴力の禁止の項目を追加すべき。	4 男女共同参画の視点を取り入れていくべき具体的な課題について	(1)地域における課題については、生命や安全に関しては子どもの安全のための防犯活動だけではなく、特に女性が被害者になることの多い性犯罪に対しても課題とし、先進事例を挙げるべきである。 (2)ウ)子育てについては、特に市町村に「子ども家庭支援センター」等が設置されるなかで、児童虐待に関しての相談が増加している。児童虐待を地域の課題として取り組むことが必要である。 エ)DV被害当事者の保護と自立支援に加えて、予防教育を課題とすべきである。 * 性暴力の禁止について項目を追加すべきである。
男女センター等	50～59歳	男性	地域の課題	地域の課題というより、国レベルの課題がならべられている。	P6～10 III 4具体的な問題(1)(2) アイウエオカ	いずれも「地域」問題というよりも、どこの地域にも共通の課題という意味で、国レベルの政策課題ではないでしょうか？
男女センター等	80～89歳	女性	防災・防犯	II 2(2)の防災・防犯の記述は不適切。	P2 II 2(2)希薄な男女参画の視点 2行目 防災・防犯を削除	(1) の後半に書いてある課題を解決するのに防災・防犯は適切でない。
派遣社員	40～49歳	女性	女性の就業	子どもをもつ女性が継続して働くことができるよう、国が環境整備を行うとともに、企業等に対して働きかけていくことが重要。	III 4(2)地域に住む人々が抱える課題の例 ア)就業・再就業	女性の立場からの意見です。男女共同参画を推進していく為に必要な、地域の人々への啓発活動は、ある程度成功しているように感じます。これからの国のあり方として、男女の分け隔てなく社会へは本人が望む限り自由に参加していける国に、変えていくんだという、国全体の意思を感じますから。そして、ここからが私の意見なんですが、男女共同参画の一番大きなウェイトを占めるのが、女性の就業問題ではないでしょうか。専業主婦としての概念を、過去の遺物として取り払う必要が、あります。「子供が小さいから働けない。」と誰れも言わない社会に変えていく。何故、子供が小さいと働けないのか。預かってくれる場所がないから、母親が育児のほとんどを担うのが普通とされてきた社会だから。でも、そういう意識を持ち続けている限りは男女共同参画の社会は実質、実現不可能です。子供が小さくても、本人さえ働くんだけ(働き続けるんだ)という意味さえあれば、働ける。そして、そのような社会に変えていく。環境を整えていく。これらは、個人の意識改革云々で変えられるものではありません。国がまず動かなければ、何も変わりません。また同時に子供が小さいことを言い訳にしない、させない啓蒙活動もしていかななくてはなりません。男女が社会人として、これからの高齢化社会を担っていく。また、家庭人として、平等に子育てをしていく。更に、時間に余裕がある人は地域の中においても活躍していける。そんな社会に造り変えていく。それらのすべての基盤になるのは、女性が働き続ける社会であることです。その為に、意識の低い民間企業に対して、女性の就業状況の改善を図る啓発を、国として働きかけていかななくてはなりません。
会社員	30～39歳	女性	仕事と生活の調和	労働人口が減少する時代には、女性の雇用実態の改善が課題。女性が働きやすい職場環境の整備が必要。 財政事情の厳しい自治体は民間企業と連携して、経費を節減しつつ企業のワーク・ライフ・バランス導入のサポートをするべき。	III 今後の地域における男女共同参画推進の基本的な方向性について	男女共同参画社会の推進を行っていくために、各自治体においてさまざまな取り組みが行われています。また、ワークライフバランスの導入、推進という観点からも普及のための取り組みが見られます。男女共同参画社会基本法が成立して以来、男女平等という言葉が改めて見直されるようになりました。しかし各自治体の財政事情が異なるため、各自治体の取り組みを見てみると、積極的に実施していると感じる自治体とそうでない自治体とが見られ、両者の間には、実施姿勢、実施内容にかなりの差があります。また、各企業においても、まだまだ女性が働きやすい職場環境が整っているとはいえません。ご存知のように、現在の日本は、少子高齢化により労働人口が減少し、労働市場の流動性が高い時代となっています。厚生労働省が2007年にまとめた労働力人口の将来推計によると、日本の2030年の労働力人口(15歳以上の就業者と求職者)は、現在の6657万人から1070万人も減ると予測されています。このような時代において、日本企業は「仕事」と「私生活」を両立できる職場環境の提供が求められています。特に出産を機に約7割の女性が仕事を辞めるという雇用の実態を改善するということは、これからの日本の経済発展、企業の雇用の安定化を図る上で重要な課題であると考えます。こうした現状を踏まえ、女性の働きやすい職場環境を整備し、働く意欲があるにもかかわらず、仕事をあきらめている女性が積極的に働けるような職場環境整備を行う必要があると考えています。地域に根ざした男女共同参画社会普及のために、財政事情の厳しい自治体は積極的に民間企業と手を組むこと等により、経費を削減しながら地域の企業に向けてワークライフバランスの導入しやすい環境整備のために地元企業を積極的にサポートしていくことを検討されてはいかがでしょうか。ワーク・ライフ・バランスは、仕事と私生活が両立できる働き方を実現するというものですが、このワーク・ライフ・バランスの考え方が日本企業に広がり、さらに認知度が向上することにより、働く意欲があるにもかかわらず、仕事をあきらめている女性が会社を辞めることなく働くことができ、日本企業の雇用安定化、さらには日本の経済における国際競争力維持にもつながると考えています。
女性団体等	60～69歳	女性	仕事と生活の調和	仕事と介護の両立について記述すべき。	II 一2-(1)地域や地域に住む人々が抱える様々な課題の例	オ)に高齢者の社会参画・自立は取り上げてあるが、ア)～カ)までに仕事と介護の両立は項目立てされていない。子育ては期間が読めるが介護、特に高齢者介護は期間が読めず男女を問わず介護保険制度サービスだけでは仕事との両立は困難である。致し方なく離職して介護する側への視点も書き込む必要があるのではないかと。(貧困のスパイラルへ介護することにより次世代も巻き込む状況を認識して書いておく事が”子ども”なのに”嫁”なのという無言の周囲からの重圧を軽減させると信じる)理由は地域で介護をと厚生労働省が旗を振っても現実には認知症さんを地域で支援するには限りもある。きちんと仕事と介護の両立に関して書くことから共有すべき課題が見えやすくなると思います



地域における男女共同参画推進の今後のあり方について(中間整理)に対する意見

職業・所属団体	年齢	性別	区分	要旨	該当箇所	ご意見
女性団体等	60～69歳	女性	仕事と生活の調和	ワーク・ライフ・バランス実現について、働き方の実態を把握し、問題解決を図ることを記述すべき。	P817 イ)仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)	<事例>に示されているようなケースだけではワーク・ライフ・バランスの実現は難しいと考える。当久留米市でも年間70人の男性が自殺し、女性はうつ病に追い込まれている。その様な実態を把握し、働き方の問題解決について言及してほしい。
女性団体等	80～89歳	女性	仕事と生活の調和	働き方の改善についても記述すべき。	P5 Ⅲ3(2)仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)への配慮 7行目 環境を整える の次に挿入「だけでなく、働く人の働き方を改善する」	図14で「時間がない」が男女共35%位で長時間労働で他に力の出せない人がかなり多いことが分かる。テレビなどの報道によれば、医者や長時間労働、名ばかり管理職、派遣労働など、今の日本の労働界は正常とは考えられない。労働者の権利が守られ、安心して生活できる状態が確保されることが先決ではなかろうか。
推進員	40～49歳	女性	仕事と生活の調和	「仕事」と「家庭生活・地域活動」の2つにわけるのはなく、「仕事」、「家庭」、「地域活動」の3つに分けるべき。	p.8 仕事と生活の調和(ワークライフバランス)	「仕事」と「家庭生活・地域活動」の二つにわけてありますが、「仕事(主な収入となる仕事)」と「家庭」と「地域活動(公共的であり、収入の少ない活動)」の三つにわかれた表現にして欲しいと考えています。二つにわけられたイメージでは、仕事のほかに、「家庭」でさえがんばっていればよい、とも受け取れます。しかし、仕事をしていても、地域活動は必要です。地域活動は、余暇でもありません。そうでないと、仕事をしていない人が地域活動を担っている現状がわかりません。「仕事」「家庭」「地域」の3つあることをアピールしてほしいと考えます。「地域」のことは、「仕事」をやめてから取り組めばよい、というものではないはず。なお、図表ページ5の、図5では、「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」となっており、3つにわかれていた表現になっています。補足)PTA活動の主体は、以前は働いてない「専業主婦」がやるものと捉えられていたかもしれませんが、近年はほとんど「働いて」います。委員の成り手がいないことが大きな問題になってはいますが、「問題」と捉えているのは母親だけ。多くの父親にはその危機感はありません。学齢期の子を持つ働いている母親にとっては、まさに「仕事」「家庭」「地域活動」の3つのバランスが重要となっています。
女性団体等	30～39歳	女性	保育所整備	マンション建設許可を出す際に、保育所・託児所の設立・運営を条件とすべき。	Ⅲ3(2)マンション建設許可と保育所設立	大田区下丸子地域などには巨大マンション群があり、子育て世代が多く入居しています。そのおかげで子どもが増えたのはいいのですが、保育所の待機児童も増えています。マンション建設許可を出す時に「〇〇(数字)戸以上のマンション建設の際はそのマンションに地域の人も利用できる保育所・託児所を設立・運営すること」などの条件を出す必要があると思います。
女性団体等	50～59歳	女性	保育所整備	地域の子育ての第一課題は保育所の創設。国が目標を立て、供給不足の自治体が人件費を負担するような対応を期待する。	p8.ウ)子育て	地域の子育ての第一課題は保育所の増設です。出産、子育て1～2年後の母親たちはしばしば講座に参加します。「保育所とハローワークを行ったり来たりさせられるばかりで時間が過ぎていく」と。高学歴で高いスキルを持った母親達の就労の場は有るのに保育所の不足が断念させています。保母職の雇用創出にもなります。その際低賃金雇用では結婚、出産を諦めさせる「少子化の再生産」になることを認識していただきたいと思います。当区では06年度の税収は100億円以上増収でしたが全て土地購入と建設費に使い切りました。議会のチェック能力上昇を待つ余裕はありません。ドイツだったでしょうか国が率先して増設目標を立て、供給の不足する自治体が人件費を負担するというようなスピードのある施策を切望します。
女性団体等	60～69歳	女性	DV	DVについて、ネットワーク会議の重要性について記述し、市、町、村単位でもネットワークを組む大切さを記述すべき。	P9 エ)配偶者からの暴力	<事例>は県のネットワーク会議が示されているが、DV解決に当たるのは、市単位くらいの小範囲の機関がネットワークを組み、機能的に解決する必要がある。ネットワーク会議の大切さにふれ、市、町、村単位でもネットワークを組む大切さにふれてほしい。
女性団体等	60～69歳	女性	DV	DVに取り組まない高岡市の女性センターを調査すべき。	15p(2)(3)非常に重要な核心部分なのですが、ここを敢えて避けるセンター運営者には、どのように対処するのか提案いただきたい。	当市の男女平等推進センターは、設立されてから足掛け5年になります。相談室があり、DV相談も沢山あると聞いておりますが、発行されている情報誌には、相談内容の統計さえ記載されません。期待をしていた、男女共同参画の基本の部分である、DV講座などはただの一度も開催されない。どんな活動を何の目的で、どのような手法でなされているのか、追跡調査をしてください。センター長はDV被害者支援を嫌っているのではと疑わざるを得ない状況です。
女性団体等	60～69歳	女性	マイノリティ	国内の在日・同和地区女性・アイヌ女性の問題について記述すべき。	P7～P11 (2)地域に住む人々が抱える課題の例	(追加)「マイノリティ女性」の項目を起こしてほしい。国内ですごく、在日・同和地区女性・アイヌ女性の問題は、まだまだ明らかになっていない。国としての実態調査さえまだだと言える。課題を捉えてほしい。



地域における男女共同参画推進の今後のあり方について(中間整理)に対する意見

職業・所属団体	年齢	性別	区分	要旨	該当箇所	ご意見
女性団体等	70～79歳	女性	高齢者の社会参画	男性は生活的自立ができておらず、女性は経済的に厳しい生活であり、すべての高齢者への支援が重要。高齢女性の自立支援の事例を入れるべき。	P10 オ)高齢社会の社会参画・自立支援 3段目	3段目を下記のように改める。『仕事中心の生活をしてきた男性は、家事分担をしてこなかったため、家庭や地域に回帰しても生活的自立ができていない。また、経済力のない女性が長寿であるため、きびしい暮らしぶりである。すべての高齢者がいきいきとした生き方ができるように支援することが重要である。』 「また、女性は男性よりも平均的に長寿であるため、高齢社会のあり方は高齢女性の生き方や暮らしぶりに大きく左右される」の一文は意味不明。長寿の女性の暮らしぶりが問題ならば、それを解決すべき事例を挙げるべきではないか。妻に先立たれても自立できるような男性むけ講座の事例を挙げているだけでは、高齢女性の問題は解決しない。ひとりぐらしの80%を占める女性を支援するには、地域が協力して声かけや配食活動など具体例があるはずである。高齢女性の人権が尊重させるような自立支援をすべきである。
女性団体等	70～79歳	女性	高齢者の社会参画	家庭生活での男女共同参画の実践が重要。	P10 オ)高齢社会の社会参画・自立支援 (事例)の下段 3段落目	3段落目のつながりの後に挿入。『つながる。また、家庭生活の中で、日常的に男女共同参画を実践しておくことが、地域社会の意識啓発にもつながり有益である』 若年の時期から、男女共同の生活が習慣化しておれば、男女ともに自立し、男性は生活的にも精神的にも自立することができるし、女性は経済力を身につける生き方を選択するのではないか。高齢者になって慌てて自主支援をしなくてもよい社会づくりをすることが重要である。男女が共に働き社会の一員として人間性豊かなくらしのできる世の中の実現こそが願うものである。そのためには、男女が共に理解しあえる高齢者になってこそ、幸せな生涯を喜ぶことができると思う。
男女センター等	50～59歳	男性	国際的な活動との連携	国際的な活動との連携は、地域の課題か疑問。	P5 Ⅲ 3(4)国際的な活動との連携	この項目は「地域」の課題でしょうか? 「地域」ではGGI91位の問題は解決できないと思います。
男女センター等	50～59歳	男性	国際的な活動との連携	国際的な活動との連携は、地域の課題なのか疑問。	P18 IV3(3)男女共同参画センター等の国際的な役割	この項は、まさに国の課題であり、「地域の…」ではないと考えます。男女共同参画センター等の意義を開発途上国に発信することはよいのですが、一方で我が国のGGIが北欧の国々だけでなく、フィリピンなど多くの開発途上国よりも低いという事実にもっと触れられていないのは、この問題は「地域では解決できない」からでしょうか?
研究団体	70～79歳	女性	推進体制	推進体制の現状と課題を具体例を挙げて強調し、それを認識した推進体制整備につきわかりやすく記述すべき。	II 4(1)推進体制の現状と課題(2)不十分な連携・協働体制	これらの指摘は重要であり、具体的例をあげて強調して頂きたい。Ⅲ以下ではそれを認識した政策推進体制を整備する必要について分かりやすく記述することを希望する。
研究団体	70～79歳	女性	推進体制	女性学・ジェンダー問題研究、担当部局の予算・職員の拡充につき記述すべき。	IV地域における男女共同参画の推進主体 1地方公共団体の役割	近年地方分権化に伴い地方公共団体のこの分野でも果たすべき役割の重要性は指摘通りであるにもかかわらず、現状は一部の議員等のジェンダー・パッシングを恐れ、女性学・ジェンダー問題研究の軽視や排除、担当部局の予算や職員の削減がすすんでいることを指摘し、むしろそれらを拡充すべきことの記述が望まれる。
	60～69歳	女性	都道府県の役割	都道府県と市町村の役割分担を明記し、都道府県への指示・補助体制の可能性を検討すべき。	II-4-(1)様々な課題を抱える推進体制	・地方経済の低迷の中で二重行政批判なども聞かれるが、ここでは都道府県と市町村との役割分担を明記し、高度な専門性や長期的な取り組みの必要な事業などに関して都道府県への指示・補助体制などの可能性なども検討してもらいたい。
	60～69歳	女性	都道府県の役割	都道府県の役割につき、1項目を設けて記述できないか。	IV-1.地方公共団体の役割	・上記の項目の中では、(1)地方公共団体内の連携・協働、(2)都道府県と市区町村の役割、(3)効率的な事業運営、の3項目で記述されていて、「都道府県の役割」が具体的に明記されていないが、(2)を都道府県の役割として独立させ、(3)市区町村～、(IV)効率的～とすることはできないだろうか? ・その上で、(2)都道府県の役割の項目の中で、I・II・Ⅲで示した都道府県の役割(例えば、高度な専門性によるプログラム開発、市区町村の担当職員研修、ネットワーク機能など)について具体的に明記するのはどうか? ・なぜなら、地域住民のニーズを最も具体的に把握していると思われる市区町村であるが、実際にプログラム企画をするにあたって、それぞれの実情に合わせた形で男女共同参画の主旨を盛り込む(ジェンダーの軸を通す)ために人材養成や教育研修をする余裕が個別の市区町村にはない場合も多く、その部分をになう都道府県レベルの女性センターの役割の重要性が増していると考えられるから。
推進員	40～49歳	女性	地方公共団体の計画	計画の進捗状況をチェックすべき。国がその状況を市町村や男女共同参画委員会に知ってもらうよう努力すべき。	p.11 地方公共団体の役割計画を策定し……基盤づくりが着実に進められている。	計画をつくって終わりではなく、進捗状況をきちんとチェックしていく仕組みが必要です。また、その状況を住民に示すことも重要です。国では市町村レベルでの状況をチェックしているのですから、それを市町村、そして男女共同参画の委員会があればせめてその委員ぐらいには、その状況を知ってもらう努力をすべきだと思います。このようなチェックする仕組みは、普及啓発につながります。

地域における男女共同参画推進の今後のあり方について(中間整理)に対する意見

職業・所属団体	年齢	性別	区分	要旨	該当箇所	ご意見
女性団体等	60～69歳	女性	市区町村の条例制定率	市区町村の条例制定率は19%と低いので、分析が必要ではないか。	P11 IV地域における男女共同参画の推進主体 1 地方公共団体の役割	図20に示されているように、市(区)町村の条例制定率は19%と低い。そのことの分析も記述すべきではないか。
推進員	40～49歳	女性	国や都道府県、市区町村の役割分担	道州制移行後の国、道、市区町村の役割分担を明確にすべき。	p.12 都道府県と市町村の役割	今後、道州制に移行したときに、県で担っている部分(担うべき部分)がどうなるかの議論もいれて欲しい。国と市町村の役割分担を明確に。道州は市町村をつなぐコーディネーター? そのときに、条例や計画、部署のある市町村と、そうでない市町村をどうコーディネートするか、つないでいくか、あるいは、足りない部分をどうフォローするかなどの議論もしてほしい。(道州制になってから議論するのではなく)
女性団体等	50～59歳	女性	地域の拠点施設	男女共同参画センターだけでなく、国際施設、生涯学習施設、青年活動センター等も記述すべき。	推進体制、および地域の拠点	すべて男女共同参画センターを基本としているが、ライフサイクル、ライフスタイルに合わせた推進をはかるためには、国際施設(国際交流センター等) 生涯学習施設(生涯学習センター、図書館、公民館等) 青年活動センター等(児童館等) NPO・ボランティアセンター等も考慮し、明記すべきである。
推進員	40～49歳	女性	NPOセンター	男女共同参画だけのセンターは非効率。課題解決型の男女共同参画というのであれば、NPOセンター等との共有化も視野に入れるべき。	p.12 効率的な運営	「男女共同参画」だけのセンターは、かえって効率が悪いとも思われます。今回うたわれているような課題を解決するための地域活動の中で男女共同の視点をというのであれば、市民活動支援センター、NPOセンターのようなところと合体し、男女共同参画は専門的な部門とすることも考えられます。場所・情報を共有化する戦略をとることも考えられます。どのような業務を行っているか、それによって具体的に成果があがっているかで評価されることを望みます。(たとえば、今回の意見募集では、宮城県では男女共同参画推進のセンターはありませんが、県のホームページで意見募集の紹介があり、それを見て、意見をだしました。)
NPO	70～79歳	女性	NPOセンター	地方公共団体では、NPOセンターに男女共同参画が含まれることが多い。NPOセンターの男女共同参画のウエイトを増やす方が現実的。	自治体の行財政改革と男女共同参画センターなどの施設維持について	現在神奈川県藤沢市の市民活動推進センター(公設市民運営)の指定管理者のNPO法人の責任者をやっていて、疑問に思っていることを記したい。男女共同参画センターが各自治体に先を争うように建てられたことと違い、現在各自治体ではNPOセンターのなかに男女共同参画が含まれることが多い。しかし市民活動の分類のなかでは男女共同参画はどうしてもマイナーな活動になってしまう。内閣府はむしろ全国のNPOセンターを対象にいかにも男女共同参画のウエイトを増してもらおうように行動するのが現実的ではないか?と思います。
NPO	50～59歳	女性	センターの位置づけ	男女共同参画センター等の4つの機能について、その充実・強化にとどまらず、義務化と評価を徹底すべき。	P.12～132.男女共同参画センター等の役割	男女共同参画センター等の重要な機能について明記されている4項目についての、機能の充実・強化が求められるが、それ以上に義務化と評価をお願いしたい。なぜなら、私も、ペーパーによるPRや啓発にとどまっている今の我が高岡市のセンターに疑問を持ち、すでに啓発ではなく地域等へ出向いていくときだと思い働きかけていた。センター自身が役割を明確にしていなかったことへの指導と改革を求める。
男女センター等	50～59歳	男性	女性センターの役割	課題解決型の活動の中心を女性センターが担うのは困難ではないか。	P4 III 今後の地域における男女共同参画推進の基本的な方向性	◆3 (1)多様な主体の参画の確保 「課題の解決のために・・・男女共同参画センター等が中心となって」 →書かれていることはその通りですが、II 4(1)(2)において「不十分性を指摘されている男女共同参画センター等の体制や取り組みの現状」では、実際に行うのは難しいのではないのでしょうか?
会社員	40～49歳	女性	センターの位置づけ	男女センターを推進主体として明確に位置づけ、地域差をなくすために支援すべき。	11P IV地域における男女共同参画の推進主体	男女共同参画センターを推進主体として明確に位置づけ、全国の地域差を無くす為に支援をして行ってもらいたいと思います。明確な推進主体として位置付けられれば、地域での推進を明確に行うだけでなく、行政やNPO、地域で活動している人たちとの益々の協力を推進して行ける事と思います。
	60～69歳	女性	センターの機能の維持・強化	第二ステージへの移行、課題解決型の実践的活動の重視について評価する。都道府県単位の男女センターのリーダーシップと調整が重要。	I. 地域における男女共同参画の今後のあり方 の提起 (P.1)	・男女共同参画が第二ステージに移行し、地域において課題解決型の実践的活動をすることが重要と明記されていることを評価します。 ・男女共同参画に関する地域間格差の是正や各地域内での役割分担とネットワークの重要性が増していますが、そのためには都道府県単位の男女共同参画センターのリーダーシップと調整役割がさらに重要になる事に関して、触れておくことが必要では。



地域における男女共同参画推進の今後のあり方について(中間整理)に対する意見

職業・所属団体	年齢	性別	区分	要旨	該当箇所	ご意見
女性団体等	50～59歳	女性	センターの機能の維持・強化	センター長に専門性の高い人材を登用すべき。職員は配属期間を長くする等、専門性が保たれるように配置すべき。活動スタッフは地域住民ではなく、職員を育成すべき。意識啓発、情報の公開・普及はまだ必要。センター情報のネット上での公開を義務化すべき。	p11～23 IV、V及びVI	男女共同参画の推進主体としての男女平等センターのソフトについて以下意見を述べます。 ○センター長は特に専門性の高い人材を登用する必要があると考えます。地域の女性弁護士 学者等のクラスを思い切ってトップに据えてはどうか。職員の場合、配転しない、配属機 間を長期にするなど専門性のレベルが一定に 保たれる人材配置を。 ○活動スタッフを地域住民女性を当てにするのには限界がある。一定の専門的知識、公正な判断力、社会的能力をもつ人数はそう多くなく、そういった能力を備えた人は今日では職業をもっていることが多いので時間的に無理だろう。職員として採用、研修、育成するのがベストと考える。職員の企画能力、機動力が高ければ住民との協働の効率が高まる。住民には地域の課題を感知する能力が高い。 ○意識啓発、情報の公開・普及はまだ必要です。ソフトとして益々情報が求められている と講座開講の折などに痛感します。仕事や子育て介護に在っては短い時間での情報収集が 望まれます。センター情報の詳細なhp公開は義務化を、情報公開を根拠として出来ないものでしょうか。当区のような表紙だけのhp では男女共同参画は絶対に広がりません。以上
研究団体	70～79歳	女性	センターの機能の維持・強化	合併や予算削減による男女センターの縮小・弱体化が進んでいる。地域の活動拠点としての機能充実を図るべき。	IV2男女共同参画センター等の役割 3男女共同参画センター等の機能分担とネットワークの構築・強化	現在これらの施設の機能は充実・強化されるどころか大阪府の「ドーンセンター」、豊中市の「すてっぷ」の例に見るように他の施設との合併や予算削減により縮小・弱体化がすすんでいることを指摘しておいて頂きたい。参加者等の多様化の言説のもとにセンターの目的外使用のウェイトが高くなり、プロパー職員の削減、非常勤へのきりかえも多い。財政上きびしいのもわかるが、コスト・パフォーマンスをあげようとするなら、もっと地域の本政策にそった目的で活動している団体の活動拠点としての機能充実を図るべきであろう。
NPO	60～69歳	男性	センターの機能の維持・強化	従来欠けていた費用対効果に配慮した客観的な評価の推進を期待。センターの機能は賛成。国立女性教育会館は、国立男女共同参画センターに改称すべき。	Ⅲ今後の地域にける男女共同参画推進の基本的な方向IV地域における男女共同参画の推進主体の2つの項目について	この項全般についてはまさにその通りである。(ただし労働組合の文言は必要箇所には入れてください) 特に効率的な事業運営は費用対効果に配慮し、事業の成果を客観的に把握し、客観的な評価をするとあり、従来の活動で欠けていたところであり、強力な推進が期待できる。また、男女共同参画センターの機能が4つ挙げられておりますが、まさにその通りである。さらに情報公開、経営的視点に立った運営を進めていくとあり、これもその通りであり、推進をしていきたい。上記とは主旨が違うが、国立女性教育会館は、「女子」をとり「国立男女共同参画センター」に名称変更して、名実とともに男女共同参画の中心センターとしての役割を果たしてほしいものです。
	40～49歳	女性	センターの機能の維持・強化	滋賀県立男女共同参画センターの窮状の訴え。ドーンセンターは重要。都道府県センターの機能の維持を国の課題として取り組んでもらいたい。	IV-2 男女共同参画センターの役割	今年度より滋賀県立男女共同参画センターは予算削減のため、最初は図書費ゼロ査定(新聞報道時には10万円に変更)、結局は10万円になり、昨年度の1/24に削減されました。また人件費等も大幅削減のため人員整理が行われ、現在は一人のスタッフで、なんとか現状維持を保っている状態です。滋賀県の参画センターは、蔵書の質と量、的確な利用者への情報提供、それを維持・継続出来る専門知識を持つスタッフがいることが他に誇れる施設でありながら、そのすべてを今年度失ってしまいました。また県民がDV相談ならここ、と信頼を寄せ電話のベルが絶えなかったほど頼りにされていた相談員も、一昨年雇用を打ち切れ、現在は相談者もまばらな有様です。このように、予算の縮小とともに、一時の上層の行政職員の決定により、20年以上に渡って築かれて来た県民の財産が、予算がないという理由のみによって、なしくずしになくなってしまう現在の状況を大変危惧しております。この滋賀県の処遇を真似るかのような大阪/ドーンセンターへの予算の付け方を見ても、行政側には、もう男女共同参画を推進する気はないのでは、という絶望に陥ります。数々の業績を作ってきたドーンセンターでの優秀なスタッフ、事例や知恵を情報交換も兼ねた最先端のワークショップや研修企画、的確に必要な人に必要な情報が手渡されるシステムなどは、もういちど作ろうと思ってもできるものではないくらい奇跡的に完成度の高い場所です。どうか何より各都道府県での男女共同参画の拠点となる場所を機能継続し維持出来ること、スタッフが安心して働ける場所である事を、まずは最重要課題として国で取り組んでいただける事を、切に願っております。どうぞよろしく願いいたします。
	30～39歳	女性	センターの機能の維持・強化	山間部の者がDV相談を利用できるよう計画があるのは嬉しい。	Ⅲ-(3)	私は、山間部の人や、都市部から遠い人は、DV相談をどうやって利用できるのかなと思っていました。だから、それについてちゃんと計画があるのを知ってうれしいです。
	30～39歳	女性	センターの機能の維持・強化	就職後のセクハラや労働条件についての相談を女性の人権の視点を持って取り組める団体への委託の継続を希望。	Ⅲ-4-(2)	私はジョブカフェに行ったことがあります。そこで、女性の労働環境について取り組みがないような気がして、気になっていました。就職支援については、就職したあとの相談や、セクハラ相談、労働条件についての相談ができ、女性の人権についての視点をもち取り組むことの出来る団体への委託を、今後も続けてもらいたいです。
	30～39歳	女性	センターの機能の維持・強化	相談者が短期間で変わるのは困る。	VI-1指定管理者制度について	本当にそのとおりだと思います。相談する人がくるくる変わっては、DVの被害者の人は困ると思います。できるだけ長期間、同じ人に相談できるのがいいと思います。立ち直るのに、2、3年では無理だと思うからです。



地域における男女共同参画推進の今後のあり方について(中間整理)に対する意見

職業・所属団体	年齢	性別	区分	要旨	該当箇所	ご意見
労働団体	58歳	男性	センターの職員の労働条件の改善	男女センターの職員の労働条件の向上と雇用の継続性が必須であることを加えるべき	V 地域における男女共同参画の推進に関わる多様な主体について	1 男女共同参画センター等の人材に求められる能力とその育成について センター職員の圧倒的に多くは臨時・非常勤職員であり、不安定な身分であることから、継続的な支援が難しい状況となっている。男女平等に関する啓発等は息の長い業務であり職員の労働条件の向上と職員の継続性は必須のものである。この点を加筆すべきである。
女性団体等	50～59歳	女性	センターの機能の維持・強化	杉並区のセンターの予算、人員体制は減少し、惨憺たる状況。あるべきセンターのハード機能が満たされ、実効性を伴うよう行政指導・検証が必要	p3-4推進体制の現状と課題(1)、(2)	この十年当区の男女共同参画施策、男女平等推進センター運営の予算、人員体制は設立当初をはるかに下降し続けており惨憺たるありさまです。最大の要因は①首長個人のイデオロギーに基づくバックラッシュ②住民代表でありながら、議員の問題意識の拙劣さ(他の課題についても然りだが)③センター長始め担当課職員の専門性の欠如④センター設置場所のアクセスが悪く判りにくい場所にあり、日常的に気軽に退勤後や買い物帰りに立ち寄っての相談や情報収集ができない。と考えております。宝の持ち腐れでした。 ○十周年を経過しましたが今後は、センターの重要性は益々高まることが予測されます。あるべきセンターのハード機能について以下記しますが、最低基準として満たされ実効性を伴うよう行政指導なり検証なりが必要と考えます。・夜間9～10時まで会館していること・交通のアクセスが駅前など利便性が高い・複数のPC設置など就業復帰に必要な技能習得のための訓練設備を有すること・インターネット回線を利用できプリンター 印刷機、FAX等のオフィス機能が有ること・調理室・図書資料室・保育室・和室を含む大～小の複数会議室・上映ホール 以上
	30～39歳	女性	センターの機能の維持・強化	労働条件等を相談出来る場所は貴重。ドーンセンターの継続を望む。	II 2(1)就業、「ニート」について	私は就職氷河期に学校を卒業して、ずっと働き方でしんどい思いをしています。セクハラにあったり、残業代を払われなかったり、条件が職安の応募表と違ったりして、いつも困ります。いい仕事があったらいいし、あれば働きたいのになかなか叶いません。セクハラのこととか、労働条件のこととかを相談できる場所は貴重だと思います。なのに、大阪府の橋下知事とPTは、ドーンセンターと男女共同参画推進財団と男女共同参画事業をなくそうとしています。女性の労働環境は悪くなってしまい、「ニート」が増え続けると思います。私は普通に仕事をして暮らせる日が来るためにも、ドーンセンターにこれからもずっと活動し続けて欲しいと考えています。
	30～39歳	女性	ドーンセンター	ドーンセンターを守るため、国が大阪府知事とPTに指導を。	II-4-(1)	大阪府の橋下知事とPTは、ドーンセンターと男女共同参画推進財団を廃止し、男女共同参画事業をやめようとしています。私は、自民党が憲法24条の男女平等を消そうとしているのに関係あると思います。ドーンセンターが赤字の原因であるかのように印象を与えたり、「館長が天下りだ」と誤った印象を与えたり、情報がうまく伝わっていないのをいい事に、つぶそうとしています。「ドーンセンターは存続」という情報を一時流し、その裏側で財団の廃止などをくろんでいると私は考えています。男女共同参画局から橋下知事とPTに、そうしないように言ってもらえればうれしいです。
	30～39歳	女性	ドーンセンター	ドーンセンターと連携したNPOのDV相談を利用。和歌山にDV被害者ネットワークができたのは嬉しい。	III-4-(2)和歌山のDV被害者ネットワーク	私は数年前まで和歌山に住んでいました。子どものときはDVIについて相談が利用できる場所があることも全く知りませんでした。大阪府の「女と男のジャンププラン」の最終年に、大阪市内の大学の学生相談室の女性の相談員の人から、ドーンセンターと連携したNPOを教えてもらい、以後支援を利用するようになりました。それより5年前、静岡大学で学生相談室に行ったときには、相談員は男性で、「いつでも来るように」と言われただけで、それ以後一度も行かず、継続した支援にはつながりませんでした。ドーンセンターは、できて五年目で、府外に住んでいた私に、大変役に立ったのです。今は和歌山で、DV被害者ネットワークができていてのを知ってうれしいです。
女性団体等	70～79歳	女性	ドーンセンター	ドーンセンターを守るため、国が大阪府に指導を。	地域における拠点の充実について	大阪府が知事が変わり、現在様々な施設の廃止が狙上に上がってます。私たちの唯一の拠点であるドーンセンターの機能が奪われようとしています。このことは、男女共同参画基本法に対する侵害であり、人権をそこなうものだと、私たちは怒っています。国が進める政策に大阪府が対抗するのは許せません。ぜひ、ご指導をお願いします。
心理カウンセラー	50～59歳	女性	ドーンセンター	ドーンセンターの存続希望。	人材育成について	大阪府で人材育成に力を発揮してきたドーンセンターの財団の存続が危ぶまれています。ぜひ、存続してほしいと願っています。これほど充実した女性センターはありません。
	40～49歳	女性	ドーンセンター	ドーンセンターはプロパー職員の専門性とネットワークを生かし広域的な拠点機能を発揮してきた。、財団の廃止は多くの地方公共団体の男女共同参画施策の交代につながるおそれがあり、支援を願う。	男女共同参画センター等の役割	現在、大阪府において、大阪府改革プロジェクトチーム(PT)試案で「男女共同参画推進財団の平成20年度廃止」が示されています。しかし、財団は、ドーンセンターを拠点にプロパー職員を中心とした高い専門性とネットワークを生かし、府内市町村のみならず、他府県、女性関連施設から評価される拠点機能を発揮してきました。財団を廃止して、そうした人材及びソフトが失われることは、「中間整理」に財団が「広域的な人材育成のための研修事業」(p.18)を行っていることがあげられているように、大阪府の男女共同参画施策のみならず、多くの地方自治体の男女共同参画施策の大幅な後退につながる恐れが大きいと考えられます。このことを踏まえて、財団の問題を大阪府だけのことと捉えず、基本計画にあるよう「拠点が一層充実し、男女共同参画社会基本法の理念に則した運営と有機的な連携が図られるよう支援」をお願いします。

地域における男女共同参画推進の今後のあり方について(中間整理)に対する意見

職業・所属団体	年齢	性別	区分	要旨	該当箇所	ご意見
女性団体等	60～69歳	女性	ドーンセンター	ドーンセンターにつき、国が大阪府に意見・指導できないか。	IV地域における男女共同参画の推進主体2、男女共同参画センター等の役割	センターの役割が明記されているが、今の大阪府の状況は異常な状況。センターの建物は残しても財団はつぶす、情報ライブラリは図書館に移転させる、こういうことを知事がやる。大阪府のプランにも明記されているのに行政の責任者がやろうとする。国は何らかの形で、意見や指導ができないのでしょうか。
研究団体	50～59歳	女性	ドーンセンター	ドーンセンター及び大阪府男女共同参画推進財団への具体的な支援を要望。	P12.男女共同参画センター等の役割およびP18.<事例>広域的な人材育成のための研修事業	男女共同参画基本計画(第二次)第3部2.男女共同参画社会の実現に向けた活動の拠点施設の充実において、「国の地方公共団体、NPONGOに対する支援の強化」の項で、国は積極的な支援を行うとしている。また、広域的な人材育成のための研修事業として、大阪府立女性総合センターおよび財団法人大阪府男女共同参画推進財団の事業を評価している。現在、大阪府はPT案において、大阪府立女性総合センターおよび財団法人大阪府男女共同参画推進財団を廃止する方向にある。以上のことより、国は大阪府立女性総合センターおよび財団法人大阪府男女共同参画推進財団を支援する必要がある。このまま、何もしないでは、男女共同参画基本計画(第2次)に反する。大阪府立女性総合センターおよび財団法人大阪府男女共同参画推進財団は、大阪府のみならず近畿一円および西日本一帯の自治体の男女共同参画社会の取り組みに大きな成果をもたらしてきた。国はどのように大阪府立女性総合センターおよび財団法人大阪府男女共同参画推進財団を支援するのか。こうした事態に対して国としてはどのような『支援』を行うのか。具体的な支援を期待する。国がこの事態に何らかの手を打たないまま、見過ごすことがあれば、国の男女共同参画社会の実現への姿勢が問われ、国際的に遅れているわが国における男女共同参画社会の形成はさらに遅れ、GEM54位という現状はさらに悪化することを懸念するものである。
NPO	60～69歳	男性	指定管理者制度	指定管理者制度は、施設管理面では効果的だが、男女共同参画の推進には対応できていない。職員の専門性も不足。	II-4推進体制の現状と課題 指定管理者制度について	全国的に指定管理者制度の導入が図られているが、民間の経営能力の活用は施設管理面のハード面では効果を上げているが、男女共同参画の推進というソフト面においては、十分な検討がされないままに指定管理者制度に移行しており、複雑化する諸活動の推進については、民間のみでは対応しきれない。また職員も事務的な対応になっており専門性を確保しているとは言い難い。
研究団体	70～79歳	女性	指定管理者制度	男女センターの指定管理者はジェンダー平等の推進が目的の団体にすべきこと、長期的に安定して運営できるシステムを工夫すべきことを記述すべき。	IV4指定管理者制度の導入・運営に当たっての留意点	男女共同参画センターの指定管理者のうち男女共同参画推進を目的とする団体が6割にすぎないことは驚きである。しかも指定期間は3～5年が多いとのこと。それら団体の客観的な評価手法の開発は急務であるが、指定管理者は必ず地域のジェンダー平等の推進を目的とする団体とすべきこと、長期的に安定して運営をはかれるようなシステムを工夫すべきことを記載して頂きたい。
労働団体	40～49歳	女性	指定管理者制度	指定管理者制度の導入は住民サービスの低下を招きかねないため反対。	2 男女共同参画センター等の役割	男女共同参画センターは、地域における男女共同参画推進の拠点であり重要な役割を担っている。労働組合も地域に働く労働者という立場から情報提供等には大いに協力したい。僭越ながら私たち立川市職員労働組合女性部では、2004年に「立川市男女共生社会推進計画(案)中間報告」に対する意見や2007年に「立川市男女平等参画条例」へのパブリックコメントをしており、今後もこの様な形で情報提供して行きたい。男女共同参画センターへの指定管理者制度導入については、都市部と地方では地域事情による差があり画一的に論じる事は難しい。しかし、「4 指定管理者制度の導入・運営に当たっての留意点」にもあるとおり住民サービスの低下を招きかねないため、基本的には反対する。
女性団体等	50～59歳	女性	指定管理者制度	指定管理者制度を検証し、低賃金、不安定雇用の問題の解決が必要。	p19・4指定管理者制度の……	指定管理者制度の検証が必要と考えます。この制度下で実働する若者は、結婚・出産年齢層であり、また貧困層でもあることはようやく広く知れ渡ってきました。労働の規制緩和が団塊ジュニアの晩婚化・非婚化・少子化を招いたのです。食べていける、産んで育てていける収入と明るい見通しが無ければ若者は子供を産みません。移民労働でなく家庭にいて働きたいと思っている女性や高齢者にも働いてもらえる社会を創ろうというのがWLBだと認識しています。低賃金なうえに不安定雇用の若年層の問題を解決せずにWLBの実現が可能とは思えません。累進課税をヨーロッパ並に強化し、富裕層には人一倍社会を支える気概をもっていただきたい。その為にも公教育の無償化で優秀な人材を社会に送り出し、地域に還元する精神文化—ノブリスオブリュージュが必要だろーと思います。かつてはありましたから。
男女センター等	50～59歳	男性	指定管理者制度	「検討されてよい」はあまりに他人事な表現ではないか。	P22 VI 1 指定管理者に外れた団体に属する職員が、その資質と経験をその後も活かしていけるような仕組みを構築しておくことも検討されてよい。	指定管理者制度の導入で、全国の男女共同参画センター職員の置かれている状況が厳しいことは書かれている通りですが、上記の「検討されてよい」は、あまりにも他人事的な表現ではないでしょうか？
女性団体等	60～69歳	女性	指定管理者制度	男女センターに指定管理者制度はぞぐわない。国が地方に啓発すべき。	P19, P22 指定管理者制度について	男女共同参画センターの機能を充実・発展させることは、国の基本法の理念に沿って地域で、男女共同参画社会の実現を推進させることである。問題点が明記されているように指定管理者制度はぞぐわない。センターは政策を具体的に実現していく場であり、経営ではない。国として地方への啓発を望む。



地域における男女共同参画推進の今後のあり方について(中間整理)に対する意見

職業・所属団体	年齢	性別	区分	要旨	該当箇所	ご意見
女性団体等	60～69歳	女性	指定管理者制度	男女共同参画を目的とする団体の育成の挿入。	P19 4. 指定管理者制度の導入・運会に当たっての留意点	16 ・男女共同参画を目的とする団体の育成を挿入し、具体的に記述すること (理由)「指定管理者の指定期間は3年と5年が多い」と記述されているが、男女協同参画を目的とする団体が多いとは思われない。新たに指定管理者となれる団体を育成すべきではないかと考える。
女性団体等	60～69歳	女性	指定管理者の評価	指定管理者の評価に当たっては、地域における現状と課題の掘り起こし、解決をいかに図っているかを基準に入れるべき。	P19 4.指定管理者制度の導入・運会に当たっての留意点	129 「男女共同参画センター等を評価する一定の基準」の検討においては、「地域における現状と課題の掘り起こし、解決をいかに図っているか」を基準の中に含めてほしい。
労働団体	58歳	男性	指定管理者の評価	指定管理者の評価項目に、当該団体自体の男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの状況を加えるべき。事業内容重視のプロポーザルにすべき。	2 男女共同参画センター等の役割	4 指定管理者制度の導入・運営に当たっての留意点について 指定管理者の選定や指定管理者の施設・事業運営の評価に当たっては、その団体自身が男女平等参画やワーク・ライフ・バランスをすすめているかどうかを評価項目に取り入れるべきである。また、事業内容を重視したプロポーザル方式とすべきである。
女性団体等	50～59歳	女性	指定管理者の評価	指定管理者の評価に当たっては、どのようなプログラムを行っているかも含めて評価すべき。	評価	P19の評価手法については、センターのハードだけでなく、プログラム(政策)も評価し、監視体制も明記する。
男女センター等	50～59歳	男性	事業の評価	男女共同参画推進事業及びセンター等の客観的な評価手法の開発を要望。	P12 IV1 (3)効率的な事業運営 男女共同参画の事業は、…このような視点から…男女共同参画センター等を客観的に評価する手法についても…必要がある。	ヌエックや全国女性会館協議会、またクレオ大阪などいくつかのセンターでも、すでにその取組が始まっており、現在試行実施中であるので、男女共同参画推進事業及びセンター等を客観的に評価する手法を早急に開発し、提供していただきたい。(※この項は、P19の4下段の2行にも該当します)
女性団体等	30～39歳	女性	指標	行政が「職場における女性活躍促進指標」を作成し、ハローワーク端末に反映し、応募者の企業選びに活用すべき。	Ⅲ4(2)ア)女性の就業・再就職	行政側で「職場における女性活用促進指標」などを作成し、それを元に企業をポイントづけして、それをハローワーク端末に反映させるのはいかがでしょうか。そうすれば企業側も女性活用に対する意識が出るし、応募者側もそのような視点から企業を選ぶことができ、良いのではないのでしょうか。
女性団体等	30～39歳	女性	統計の整備	東京都大田区について、中小企業で働く女性の実態把握が進めるべき。	Ⅱ2(1)(2)Ⅲ3(2)「中小企業で働く女性の実態」情報の不足	東京都大田区の事業所の6割は「4人以下の事業所」で8割は「9人以下の事業所」で、「(中)小企業の町」と言えると思います。そこで働く女性もいます。しかし、これら事業所で働く女性の実態を把握しきれていないのが現状です。大田区の産業振興部門や男女共同参画部門も「中小企業で働く女性の実態」に関する情報を持っていません。中小企業で働く女性の環境改善のためにも、個別にヒアリングをするなり、地道に情報を集めていく必要があると思います。
大学	20歳未満	男性	統計の整備	統計の整備と充実の必要性を記述すべき。男女共同参画部署と統計担当部署の協働による統計サービスの強化が必要。	Ⅱの4の(3)項の新設。そして、Ⅲ以下のどこかに。	地方の男女共同参画統計情報の整備と充実の必要性の強調Ⅱ.Ⅱの4の(3)項の新設。そして、Ⅲ以下のどこかに。(Ⅳの1の(1)が考えられるが…)統計の整備は、男女共同参画センターに望まれるが、統計担当部署をはじめとする全部署と深い連携・協力関係を得て初めて可能になるものなので、2の(2)では不適当だろう。2.地域の人口・社会・経済状況をおさえながら、男女共同参画(ジェンダー)問題の状況を統計によって、他地域、全国平均や国際との比較を交えながら、確認し、政策に数値目標をおき、進捗度を評価することは、地域の男女共同参画を進める上で不可欠というべきである。しかし、統計は国→都道府県→市区町村と降りるにつれて乏しくなる。また、統計担当部署が、住民のため、地方自治体内の他の部署(男女共同参画担当部署やセンター)のための統計作成・公表・充実に努力するという気風も乏しい(これは日本の統計制度下の地方が置かれた位置にもよるが)。これらの実情をふまえて、男女共同参画部署と統計担当部署が協働して、住民に統計サービスを強化することを求めたい。統計機関が利用者サービスを徹底する方向は、国際的な「統計の品質」論議と実践において先進国では常識化しつつある。なお、中間整理を越えたより大きな問題であるが、様々に「周回遅れ」の日本の統計の改善が、内閣府統計委員会で5か年期間の「基本計画」づくりの過程で具体化しつつある。2003年7月の参画会議/苦情処理・監視専門調査会の報告書と、同年6月の各府省統計主管部局長会議「統計行政の新たな展開方向」はジェンダー統計の必要を明確にうたった。参画会議・専門調査会・参画局に、目下検討中の基本計画の中に男女共同参画統計の改善・充実に関する足がかりをふくめる働きかけを求めたい。
女性団体等	50～59歳	女性	統計の整備	P17における統計については予算はハードとソフトに分けるべき。	予算等における統計の取り方	P17における統計については予算はハードとソフトに分けるべきであり、ジェンダーに配慮した予算のソフトのみで比較すべきである。ハードはセンターの規模もあり、統計上配慮すべき。規模も統計する。

職業・所属団体	年齢	性別	区分	要旨	該当箇所	ご意見
女性団体等	30～39歳	女性	情報の体系化・提供	女性のライフステージにあわせた情報の体系化と提供が必要。	II 3(2)女性のライフステージに合わせた地域での情報の体系化・提供の必要性	「女性」に関する情報を体系化して、地域でネットサイトなどを提供することが重要だと思います。女性も長時間労働化しているので、いざ妊娠・出産となるまで、地域にどのようなサービスがあるのか把握しきれていません。女性のライフステージに合わせた情報の体系化と提供が必要だと思います。例えば、不妊への警鐘(高齢女性の不妊率の高さなど)、不妊治療情報(都・区の補助)、子育て期の情報(様々な保育所のこと)、キャリアと子育ての両立化成功事例、「子育てが終わってから輝くために」・・・など。
女性団体等	50～59歳	女性	地域団体の定義	「多様な主体」を具体的に書くべき。	多様な主体	ライフサイクル、ライフスタイルに合わせて具体的に明記すべきである。社会福祉法人等も地域団体に含めるのかどうか地域団体の規定があいまいである。
推進員	40～49歳	女性	地域内外の団体等との連携	地域内外の様々な団体等との連携が重要であり、こうした取組が県・市町村に波及することを期待。特に広域的な連携には県が果たす役割が大きい。	p.5「地域に存在する様々な団体・組織、人材等を最大限活用することも重要」、「地域外の組織・団体や人材の活用や地域の枠にとらわれない広域的な連携」	とてもよい視点であり、表現だと思います。他の分野の計画でもあてはまることですので、他の分野へも波及することを期待します。また、実際に運用するのは地域ですので、県や市町村にも波及することを期待します。特に、「広域をつなぐ役割」は、県の役割が大きいかと思しますので、県でどのような動きになるか(国がどうバックアップするのか)、期待します。
女性団体等	70～79歳	女性	地域団体への女性の参画推進	男女共同参画推進のため、男性の多い団体等への女性の進出が必要である。	おわりに(23頁)	1)女性の人数の視点からも男女共同参画は必要である。2)男性社会の中に女性が入っていくことにより、男女共同参画が実現できる。3)女性が地域や団体のトップにつくことにより一段と男女共同参画が推進できる。4)男女共同参画は女性が男性の多くいる団体に入り、啓発・推進しなくては、実現はむづかしい。5)男女共同参画は、男女で経済的自立はじめ全ての自立を分かち合うことが出来、男性も楽になる。
農業	60～69歳	男性	地域団体への女性の参画推進	自治会役員の選挙・被選挙権は世帯主のみが持ち、女性の出る幕がない。住民全員が選挙・被選挙権を持てる仕組みに変えるべき。	自治会組織が女性の役員登用の機能がない。戸主(世帯主)が自治会の選挙権、被選挙権を持ち、未亡人以外は女性の出る幕はない。国政参政权と同じに住み誰もが選挙権、被選挙権を持つ仕組みに変える必要を痛感しています。地域によっては女性の代表が役員会に参加しているようですが、ただ聴いているだけで、苦痛の場になっているといます。敗戦後の一番の失態は、集落の民主化おざなりにしたことにあると思います。	自治会役員の選出を差別なくする仕組みに変えることが、男女共同参画に一番の近道と考えます。例えば、農会長は農業のことが分からない勤め人がされ、それも夜に行わないと会合が開けない。仕事で疲れた体を会場へ運び、難しい話を眠気顔で聞き、集落で伝達する機能は疑問である。集落に絶えず農作業をされている女性なら、昼の時間に招集しても問題は起こらないし、伝達機能もそのほうが優れている。
推進員	40～49歳	女性	地域団体への女性の参画推進	「女性が実質的に活動を担っている」ことがどのようなことか、わかりにくい。 PTAについては、連合会長の比率だけでなく、それぞれのPTAの女性会長比率等があればわかりやすい。PTA活動を女性リーダーが育つ場として捉えるべき。	p.3 表3-5 さらに、地域においても、女性が実質的に活動を担っていてもトップは男性であるという性別役割分担が完全に払拭できていないなど、地域における活動の核となるような女性リーダーの育成が困難な状況がある。	具体的なデータとして、「自治会」、「PTA」、「農協・漁協・森林組合の団体」役員の女性の比率が示されています。「自治会」で「女性が実質的に活動を担っている」とはどのようなことでしょうか?会長以外の役員も男性が多く、会合に出席するのも男性が多いのではないのでしょうか。その中で、「女性が実質的に活動を担っている」ことがどのようなことか、イメージしにくいです。(地域によって違いがあると思います)。「農協・漁協・森林組合の団体」でも同様です。会員や委員についても男性が多いのではないのでしょうか?それとも、具体的に農作業などを行っている人のことをいうのでしょうか?「女性が実質的に活動を担っている」部分がイメージしにくいところです(都市部に住む者にとっては特に)。PTAについては、会長や委員長などの役職者以外の委員(学級委員など)では、女性が多いという経験をしています。また、PTAでは父親が委員にならないので、だんだん女性が会長になるところも増えています。それにもかかわらず、連合会長に男性が多いとすれば、まさに上記の状況といえるでしょう。連合会長の比率だけではなく、単Pの女性会長の比率、さらには委員の比率のデータが示されていれば、PTAを経験していない人にも説得力あるものになると思います。また、PTA活動が「女性リーダーが育つ場」と捉えられていないことももったいないことだと思います。特にPTAは「こども」が見ているところです。PTAの現場で男女が共同している姿を見せることは、子どもへのアピールになるのではないのでしょうか。ここであげられている状況を改善するためにも、PTAに向けた「男女共同参画」の普及啓発活動を強化すべきだと思います。
労働団体	58歳	男性	地域の主体の男女構成	地域の多様な主体の構成が一方の性に偏らないよう、地方公共団体がコーディネートすべき。	III 今後の地域における男女共同参画推進の基本的な方向性について 1 基本的な考え方について	女性参画を進める観点で、地域の多様な主体の構成が一方の性に偏ることのないよう地方公共団体がコーディネートするという趣旨を加筆すべきである。



地域における男女共同参画推進の今後のあり方について(中間整理)に対する意見

職業・所属団体	年齢	性別	区分	要旨	該当箇所	ご意見
労働団体	58歳	男性	地域の主体の男女構成	地域の多様な主体の構成が一方の性に偏らないよう、地方公共団体がコーディネートすべき。	3 課題解決型の実践的活動を進めるに当たって重視すべき点について	(1)多様な主体の参画の確保に「主体の構成が一方の性に偏ることのないよう地方公共団体がコーディネートする」という趣旨を加筆すべきである。
女性団体等	30～39歳	女性	経営者団体	商工会議所や業界団体の女性活用の視点が薄い。	Ⅲ4(2)イ)経営者団体の理解と協力	商工会議所や大田区の業界団体での「女性の活用」の視点は薄く、男女共同参画センターとの連携も薄いのは問題だと思います。
女性団体等	60～69歳	女性	婦人会	婦人会など「婦人」の用語を使用しないよう指導すべき。	P5等	「婦人会」など婦人の言葉を使っている団体等には、使用しないように指導してほしい。又、地方では、「女性の会」と名称変更しているところは、あるのではないか
大学	60～69歳	男性	大学の役割	男女共同参画の推進につき、大学を推進主体としてだけではなく、人材育成の役割への視点が必要。	P19V 地域における男女共同参画の推進に関わる多様な主体P22VI 人材の発掘・確保・育成	地域における大学には、男女共同参画の推進の主体としての役割だけでなく、男女共同参画を推進する人材の育成としての役割がある。そのような人材は、女性だけでなく男女の性別にかかわらず必要である。このため、大学は、地方公共団体等とのネットワークの中で、男女共同参画を推進するリーダーを養成する講座等を開くなど、人材育成の主体となるような視点も必要である。
	50～59歳	女性	大学との連携	大学の社会貢献の一つとして、男女共同参画について学んだ学生の市町村の審議会委員への登用、事業への参画が考えられる。	19ページ NPO、地域団体、企業、大学などの組織、団体	大学にはその地域で生活をしている男女の学生がいる。大学の使命の一つとして社会貢献がある。その一つとして、学生達に男女共同参画について学習させた後、市町村と連携し、この学生達を審議会などの委員として登用したり、事業に参画することなども考えられる。若年層が審議会委員に登場しないことへの解消になるし、学生にとっては社会の課題を認識し、考え、発言する将来の市民としてのトレーニングの場となり、男女共同参画の視点を持つ機会になる。
	50～59歳	女性	大学との連携	男女共同参画及び地域の課題の両方を学ぶ研修において、大学と男女センターが連携した人材育成ができる。	ページ4 課題解決型の実践的活動をすすめるにあつた重視する点	地域における課題について精通している人が、課題解決の活動に参画するとき、その人がその課題における男女共同参画の視点をきちんと持っていないと、男女共同参画の推進ということにはならないと思います。地域課題を解決できる女性達に男女共同参画の視点を持つことができる研修機会を確保する必要があるのではないのでしょうか。もしくは、男女共同参画の視点を持った女性達が地域における今日の課題をきちんと学ぶべきだと思っています。そのため男女共同参画センターと大学の連携で学びのプログラムを作り、人材育成をしていくことも出来るとおもいます。
推進員	40～49歳	男性	学校との連携	次世代教育の観点からも、学校との連携・協働について加筆すべき。	p.11 地方公共団体内の連携・協働人権、医療、福祉、教育、労働、環境、防災等	教育については、普及啓発とも大きく関わることから、学校との連携について重要であると考えます。次世代を担う子ども達が男女協働の視点を持つことにつながるような連携・協働をもっと表現としても述べてはどうでしょうか。
女性団体等	60～69歳	女性	学校の役割	学校の役割について記述すべき。	P15 (2)地域や地域に住む人々の課題の的確な把握及び情報提供 17、18に挿入	「地域や企業、労働組合等に配置された」に「学校」を挿入すること (理由)学校は男女共同参画を推進する場であり、そこには推進員の配置もなされている。連携が必要だと考える
女性団体等	60～69歳	女性	学校の役割	学校の役割について記述すべき。	P16(3)実践的な活動のための関係団体等との協同、ネットワークのコーディネート	13～15 ・学校を挿入すること (理由)大学だけでなく、小・中・高等学校とも連携・協働が大切である。
女性団体等	50～59歳	女性	市民グループの活動支援	地方自治体やセンターは、市民グループを下請けとして活用しているのが実態。市民グループの活動支援を明記することを希望	Ⅳ 地域における男女共同参画の推進主体	男女共同参画を推進する市民グループの活動支援を明記してください。・男女共同参画センターでの市民活動支援(活動場所の提供、助成、協働)現状では、地方自治体やセンターが、市民の自主的な活動を好まず、センター事業の下請けとしての名ばかりの協働となっていることがあります。

地域における男女共同参画推進の今後のあり方について(中間整理)に対する意見

職業・所属団体	年齢	性別	区分	要旨	該当箇所	ご意見
独立行政法人	50～59歳	男性	推進員・リーダーの位置づけ	地域で住民に近い立場で男女共同参画に協力する推進員・リーダーの役割は重要であり、地域のネットワークの中に位置づけるべき。	P16 IV-2-(3) 実践的な活動のための関係団体等との協同、ネットワークのコーディネート	(意見)地域の男女共同参画推進員・リーダーをネットワークの中に位置づけていただきたい。 (理由)現在、多くの都道府県や市町村で地域の男女共同参画推進員・リーダーが設置され、意識啓発等の推進の一端を担っておられます。地域における男女共同参画の推進に当たって、地方公共団体、センター等の拠点施設の職員による活動だけでは、その広がりや質的にも量的にも限られたものとなってしまいます。特に、職員は行革等により減少する傾向にあり、一方、今回の「中間整理」では、従来の知識習得、意識啓発に加えて第2ステージ(課題解決型実践活動)への移行が提言されようとしています。このため、関係団体との連携・協同が不可欠となりますが、さらに、それぞれの地域にあって住民に近い立場で男女共同参画に協力されている推進員等の方々の役割もきわめて重要と考えられます。「中間整理」の中でも、「押しかけ対話劇キャラバン」、「押しかけ講座」を推進員等が実施する事例、情報収集・提供における推進員の活用について書かれています。男女共同参画の推進に面的な広がりを持たせ、また実践活動をより住民に近い立場で進めるため、各地域の男女共同参画推進員・リーダーについて、ネットワークの中に位置づけて活用することを記載していただきたいと考えます。
	40～49歳	男性	NPO等の支援	国は、指定管理者の選定基準の指導だけでなく、NPO等の団体を維持するための枠組みづくりをする必要。それなしにNPO等との連携を進めると、自治体が安あがりにNPOを利用し、男女共同参画施策の衰退を招く。	全般	具体的な地域の課題に対応できるような男女共同参画施策をしようというのは分かります。また、そのための多様な主体としてNPOや団体と連携していくのも、当然だと思います。しかし、NPOや各種団体を維持するための枠組み作りを国の政策でしてもらわないと、市民を疲弊させ、あるいは女性に対し、アンペイドワークを押しつけ、結果として女性のペイドワークへのチャンスを閉ざすだけになるのではないのでしょうか。具体的に言えば、NPOへの寄付税制控除を行いNPO活動をしやすい仕組みをつくるとか、あるいは、MPOで働く人の技能の向上と活躍の場を拡大するために、NPO部門と私企業との人的交流をすすめるとか、行政との交渉力をつけるためのシステムを支援するとか、(女性の)NPO活動のサポートをするシステムを強調していかないと、各地方自治体では財政危機のもとで安あがりならそれでいいという議論だけになって、結局のところ男女共同参画施策の衰退を招くのではないのでしょうか。指定管理者を選ぶための基準についての指導だけではなく、もっと大枠でのサポートを書き込んでほしいと思います。
女性団体等			NGO	男女共同参画センター等の連携対象にNGOも加えるべき。	Ⅲ 今後の地域における男女共同参画推進の基本的な方向性について 3 課題解決型の実践的な活動を進めるに当たって重視すべき点について (1) 多様な主体の参画の確保	「諸課題解決のための実践的な活動を推進するに当たって、男女共同参画センターが中心になって、…NPO、地域団体、大学、企業等の…」の中に「NGO」という文言を明記してください。この中間報告全体に「NGO」の文言が一つもなく、位置づけがありません。いうまでもなく、女性差別撤廃条約において、NGOとの連携とパートナーシップがうたわれています。広範なNGOの女性・市民団体が、男女平等、男女共同参画推進をになっており、NPOだけに解消することはできません。なお、「4 男女共同参画の視点をとりいれていくべき具体的な課題の2」「子育て」でNPOの活動が紹介されていますが、NGOである新日本婦人の会は、全国各地で赤ちゃんから学齢期の子どもまで2000をこえる子育てサークルが活動を行っています。
推進員	40～49歳	女性	多様な主体	マスメディアを追加すべき。	P.16 実践的な活動のための関係団体等との協働、ネットワークのコーディネート 課題に応じて多様な主体、例えば、企業、大学、NPO、農業協同組合、商工会、観光協会、ハローワーク、消費者センター、医療機関、公民館、社会教育施設、自治会、各種団体・グループ等p.19 地域における男女共同参画の推進に関わる多様な主体 1.NPO、地域団体、企業、大学等の地域における組織・団体	マスメディアも重要だと考えます。地域の情報を発信するところで、「男女共同参画」の視点をもってもらうことは重要です。マスメディアも含めて欲しいと考えます。
労働団体	58歳	男性	地域団体の研修開催	地域団体に、男女平等やDVの研修会を開催させるような啓発をすべき。	Ⅳ 地域における男女共同参画の推進主体 (1)課題解決型で実践的活動につながる知識習得や意識啓発	イ)より多くの多様な人々への働きかけについては、取り組み事例にあるような、「出前講座」的なものが有効だと考えられるが、それをされに進めて、各種地域団体に男女平等やDVの研修会を定期的開催させるといった啓発の推進を含めるべきである。
NPO	60～69歳	女性	国の役割	内閣府からの無料の講師派遣を希望。ヤングリーダー会議の出席者を市民グループの推薦・応募により決定することを希望。	地方公共団体男女平等推進センターなど	高岡市は行政と市民がセンターで協働して、男女平等社会を目指した取り組みを進めています。しかし、財政不足のために中央からの講師を呼ぶことが出来ません。内閣府の担当課からの職員派遣など、お金がかからない講師を紹介していただきたいと思ひます。また、男女共同参画ヤングリーダー会議の出席者を市民グループからの推薦や応募で取り上げていただきたいと思ひます。県や市からの行政ルートで選ばれる方法では偏る可能性が大きいので、ご検討下さい。詳細については電話を下されば説明します。どうぞ、よろしくお願ひします。



地域における男女共同参画推進の今後のあり方について(中間整理)に対する意見

職業・所属団体	年齢	性別	区分	要旨	該当箇所	ご意見
男女センター等	50～59歳	男性	国の役割	「地域の主体的な取り組みを行いやすくするための環境整備も国の役割として重要である」について、詳述すべき。	P20 V 2 国等 ー地域では解決が困難な課題については、主として制度面や全国的な施策の展開を通じて各地域の取り組みを支援することが必要である。	ここではじめて、国の役割が書かれています。地域でできないことを国が支援するのはもちろんですが、『また、地域の主体的な取り組みを行いやすくするための環境整備も国の役割として重要である』と書かれていることに大いに期待しておりますので、その内容を詳しく記述していただきたい。
男女センター等	50～59歳	男性	国の役割	実践的活動中心の活動が求められるのは、地域だけでなく国を含めた全体ではないか。	P1 I 地域における男女共同参画推進の今後のあり方の提起	◆「これまでのように講習、研修等による知識の習得や意識啓発を中心に男女共同参画を推進する取り組みでは十分でなくなってきた。むしろ、現実には生じているさまざまな課題に対し、地域の実情に応じた実践的な活動を行っていくことが必要になってきている。」 →そのことは、「地域」だけでなく、「国を含めた男女共同参画推進の取り組み全体」に対していえることだと思いますが？
男女センター等			国の役割	国の取組については、第2ステージといったような概念があるのか。	P1 I 地域における男女共同参画推進の今後のあり方の提起	◆「これまでのように講習、研修等による知識の習得や意識啓発を中心に男女共同参画を推進する取り組みでは十分でなくなってきた。むしろ、現実には生じているさまざまな課題に対し、地域の実情に応じた実践的な活動を行っていくことが必要になってきている。」 →クレオ大阪では、すでにここでいう第2ステージに入っていますが、指定都市や他の男女共同参画センターの中には、同様に第2ステージといわれる業務を行っているところがあります。 国の取組については、そのようなステージの概念があるのでしょうか。あれば教えてください。
男女センター等	50～59歳	男性	国の役割	地域の課題として書かれているものは、日本全体の課題ではないか。	P2 II 地域における現状と課題	◆1 意識の状況 2 課題の状況 3 活動の状況 →いずれも、「地域の…」と書かれているが、これらのことは個々の地域の課題や状況だけでなく、結局日本人(全体)の課題であり、状況であると思いますが？
男女センター等	50～59歳	男性	国の役割	推進体制の課題として書かれているものは、日本全体の課題ではないか。	P2 II 地域における現状と課題 P3	◆4 推進体制の現状と課題(1)(2) →このような地方自治体及び男女共同参画センターの状況も、個々の課題ではなく、我が国の男女共同参画施策・事業の推進における課題ではないでしょうか？
男女センター等	50～59歳	男性	国の役割	地域の課題ではなく、国レベルで取り組むべき課題ではないか。	P3 III 今後の地域における男女共同参画推進の基本的な方向性	◆1 基本的な考え方 地域における現状と課題を考えると…地域における男女共同参画の第2ステージへの移行と位置づけられる。 →個々の地域の課題でなく、地域といわれる場所における共通の課題であって、そこでの推進が重要であればあるほど、地域の課題でなくまさに国レベルの課題であるということではないでしょうか？また、この重要な課題を十分な取り組みができていないという個々の地域に任せることが本当に有効なのでしょうか。 →「地域の…」ではなく、「男女共同参画推進の」第2ステージではないでしょうか？
男女センター等	50～59歳	男性	国の役割	国の役割を記載すべき。	P11 IV 推進主体 1 地方公共団体の役割(1)(2)	地方公共団体の役割を先導する「国の役割」を書いていただきたい。
男女センター等	50～59歳	男性	国の役割	「地域の主体的な取り組みを行いやすくするための環境整備も国の役割として重要である」について、その実践を期待。	P21(2) 地方公共団体との連携強化 …一層の連携強化…、各種会議やイベント、広報誌やホームページ等…情報交換や意見交換を緊密に行っていく必要がある	これらは、「地域が主体的に取り組むこと」への支援として必要ですが、上記のとおり、『地域の主体的な取り組みを行いやすくするための環境整備も国の役割として重要である』ということの具体の中身とその実践を期待しています。
女性団体等	60～69歳	女性	国の役割	「202030」達成に向けて国の取組を推進すべき。国が地方に基本法等の啓発をすべき。	P21 女性の参画について	基本法にある積極的改善措置、第二次行動計画にある「202030」の数値目標達成に向けての国の取組を推進されること。更に、地方への啓発を望む。まだまだ、基本法等、法的制度の周知が不十分。法的根拠を知らなければ、実践活動の方向が危うくなる。
	50～59歳	女性	国の役割	首長が変わると男女共同参画が後退する事態が生じている。国の責務として、自治体等の推進状況の評価と指導を盛り込めないか。	2国等	今後のあり方について、総合的にまとめられていて、地域における取り組みの重要さがわかりました。しかし、現実には地域の首長(知事など)が変わることで、男女共同参画が後退するような事態が起きています。財政難や「男女共同参画は偏向した考え方である」というようなことを理由に、これまで蓄積されてきた人材や政策など、ソフトが骨抜きにされるようなことが起きています。このようなことは基本法に反することです。推進を実効性のあるものにし、後退させたいためにも、内閣府・国の責務として、自治体等の推進進捗状況の評価しかつ、指導するというようなことは、盛り込めないのでしょうか？ぜひご検討ください。

地域における男女共同参画推進の今後のあり方について(中間整理)に対する意見

職業・所属団体	年齢	性別	区分	要旨	該当箇所	ご意見
女性団体等			国の役割	地方公共団体の男女共同参画の担当者は、反対する団体の圧力や財政難による施策後退に悩んでおり、国の支援を求める。	Ⅲ 今後の地域における男女共同参画推進の基本的な方向性について 4 男女共同参画の視点を取りいれていくべき具体的な課題 (2) エ)配偶者からの暴力	茨城県つくばみらい市で2008年1月、改正DV法を学ぶ講演会が、「DV防止法犠牲者家族支援の会」「男女共同参画社会基本法廃棄を求める会」など4団体からの暴力的な威嚇や挑発で中止に追い込まれました。これに先立って、佐賀県嬉野市議会では「世界に対して従軍慰安婦問題の事実を主張することを求める意見書」が、愛媛県松山市では、市の男女共同参画条例をゆがめる請願が採択されました。多くの地方自治体担当者は男女共同参画推進に意欲を持ってがんばっていますが、最近のいわゆるバックラッシュ攻撃や財政難を理由にした施策後退などの動きに戸惑いや悩みなどが多く出されています。今回のヒヤリング調査のなかでは、そうした問題はまったく出なかったのでしょうか。男女共同参画を推進する立場で、毅然とした立場をとり、国として地方自治体へのいっそうの支援を求めます。
NPO	50～59歳	女性	男女共同参画局の施策	男女共同参画として、地域の男女共同参画推進に地域格差が生じないよう指導すべき。	P.16～173.男女共同参画センター等の機能分担とネットワークの構築・強化	内閣府男女共同参画局としては、推進に地域格差が発生しないようにしていただきたい。いまだにバックラッシュが勢力を持ち続けている中、それに立ち向かい、各県市町・政令都市のセンター同士のネットワークの強化のみならずその確実な実践をお願いする。参画局の指導力に期待をするものである。
	20歳未満	男性	男女共同参画局の施策	男女共同参画局は女性のみを支援しており、偏った見方で活動してほしくない。	共同参画局	男女共同参画ということはいいいことだと思うが共同参画局自体が「女性の・・・、女性に・・・という事ばかり支援していて、平等な立場で物事を見ているとは思えない。寧ろ、男女差別や混乱を起している。偏った見方をしている状態で活動などして欲しくない。
男女センター等	50～59歳	男性	人材育成	第2ステージか否かにかかわらず、実践的な活動を通じた人材育成は必要。	P22 VI 人材の発掘・確保・育成 地域の男女共同参画を推進していくという男女共同参画の第2ステージを担う人材は、単に理念・知識を学ぶだけでなく、実践的な活動の経験を通じて育成していく必要がある。	上記の育成方法は、「地域」の「第二ステージ」を担う人材だけでなく、「地域」や「第二ステージ」に関わらず、これまでも男女共同参画の推進を担う人材には必要な育成方法であったと思います。
男女センター等	50～59歳	男性	人材育成	ここで取りあげられた取組は既にやられていることではないか。	P23 VI 2	ここに書かれていることは、すべてこれまでの社会教育・生涯学習の実践の中で語られ、実践されてきたことばかりだと思います。
大学	60～69歳	女性	人材育成	地域における男女共同参画推進のため、各大学に「男女共同参画推進室」を置くことを提案。これによって、教職員や学生の意識変化、継続的な人材育成等が可能となる。	・推進体制の現状と課題(3頁)「男女共同参画センター等において専門的な人材の確保や長期的な観点からの事業の実施が困難・・・」 VI 人材の発掘・確保・育成「指定管理制度を導入している男女共同参画センターは(22頁)・・・長期的な視野にたった職員の確保・育成が難しい」・	筆者は、地方大学に勤務している。県民にはいまだ男女の役割分担意識が根強く、男女共同参画が地域に浸透するには、まだ相当な年数がかかるのではないと思う。地域における男女共同参画を推進するための一つの方策として、大学(国公立、私立を含めて)に「男女共同参画推進室(仮称)」(以下、「推進室」)を置くことを提案したい。政府から全国の大学へ「推進室」を設置するよう働きかけがなされることを要望する。各地域に設置されている男女共同参画センターは、これまで一定の成果を収めてきたと思うが、数が少ないし、場所も限定されている。管理者が継続して指定管理者になれないために、長期的な視野に立った職員の確保・育成が難しい。そこで、全国の大学に「推進室」を設置すれば、大きな変化が期待できると思う。まず、男女共同参画を長期的な展望から幅広い視野に立って取り組むことが可能となる。大学の「推進室」は、まだ少数の大学にしかできていない(01年に東北大 03年に名古屋大、東大、北大、04年に九大、07年には早大、熊本大など)ようだが、これが各地域の大学に設置されれば教職員、学生の意識が変わり、地域にも多大な効果をもたらすはずである。  以下に「推進室」設置の効果を列挙する。1.男女共同参画を地域に根付かせ、将来へ向けて地域の活力を伸ばすには、リーダーとなる女性の人材育成が急務である。「推進室」設置は女子学生のエンパワメントに尽力し、女子学生を地域のリーダーとして育成できる。2.いわゆる地方では、ジェンダーの役割分担意識がまだ根強い。教員養成を行う大学では、将来、小・中学校、高校で人権教育の一環としてのジェンダー教育に取り組める資質をもつ学生を養成することができる。このような教員を輩出することで、地域、そして小中高生に意識変革をもたらすことができる。3.「推進室」主催の講演会や調査研究などを広く教職員や学生、一般市民に開放・共有することで、差別され抑圧されている女性たちの状況を理解させ、男女共同参画に対する意識を向上させる。4.国立大学協会において平成12年に掲げられた、女性教員の比率を平成22年までに20%に引き上げるという数値目標を達成している大学はごく一部である。大学の女性教員の比率は、すでに「推進室」をもっている大学では、実力や業績が同程度であれば女性教員を優先的に採用するなどのポジティブ・アクションをとっている所もあるので、男女教員の比率の見直しなどに注意が向くであろう。女子学生のロールモデルとして女性教員の果たす役割は大きいので、この点に関しても期待できる。5.「推進室」が毎年政府に、女性の社会進出の度合いをはかる指針となる「ジェンダー・エンパワメント指数(GEM)」の大学版というべきものを報告することで、更なる推進が期待できる。



地域における男女共同参画推進の今後のあり方について(中間整理)に対する意見

職業・所属団体	年齢	性別	区分	要旨	該当箇所	ご意見
女性団体等	50～59歳	女性	人材育成	地域の男女共同参画推進のためだけでなく、中間支援組織育成としてのコーディネーターの役割について記述すべき。	人材育成およびコーディネーター	地域での参画推進のための人材育成としてでなく、中間支援組織育成としてコーディネーター育成もはかることを明記すべきである。
女性団体等	60～69歳	女性	用語	ダイバーシティ等の一般的ではない用語に注釈をつけるべき。	P4 2. 課題解決型の実践的活動の意義 (1)……(ダイバーシティ)	「ダイバーシティ」のように、まだ一般的でない用語については注釈をつけてほしい
女性医師会	60歳	女性	用語	「多様な主体」を具体的に書くべき。	第2ステージの意義・重視すべき点	「多様な主体の参加による課題解決」の「多様な主体」は、抽象的な言葉で不適當。具体的な言葉にすべきと思われる。
労働団体	58歳	男性	項目立て	項目名を「女性のエンパワメントと参画の促進」にすべき。	2 課題解決型の実践的活動の意義について	(2)女性のエンパワメントについては、「エンパワメントと参画の促進」の項目立てとすべきである。
推進員	40～49歳	女性	意見募集について	意見募集手続をもっと簡潔にしてほしい。	意見募集のあり方について	意見募集が簡単にできるように、資料が簡単に入手できるように、お願いします。アドレスを入力しなくてもいいとうれしいです。(リンクがきちんとつながっているか、確認していただければ)・当意見シートが、ホームページ(PDF)からたどりつけません(リンクされてません)・中間整理の本文が、男女共同参画局のホームページからたどりつけません(リンクされてません)。内閣府の「意見募集」のところからたどりつけました。
推進員	40～49歳	女性	意見募集について	ホームページだけでなく、県や市区町村の担当課に告知すると共に、男女共同参画関係の委員会等への周知をお願いしたい。	意見募集のあり方について	特に今回は、「地域における今後のあり方」に関する意見募集ですから、もっと地域から意見を吸い上げることに力をいれて欲しいです。ホームページにあるだけでは、期限内に意見を出すことはなかなか難しいところでは、県や先進的な市町村の「男女共同」担当者への告知とともに、「男女共同推進」の委員会が設置されているところでは、その委員に対して意見募集されていることを紹介して欲しいといった要請をして欲しいところでは、このような「意見募集」に意見を提出すること自体が、「政策・方針決定過程への女性の参加の拡大」につながるいい機会です。参考に、各県のホームページで紹介されているかについては、調査しました。意見募集について紹介されてあったのは、宮城県・福島県・岐阜県・熊本県の4県のみでした。

(57人 149件)